

山口県報

平成17年
12月27日
(火曜日)

目 次

条例	
公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例	一
公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例	二
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	二
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	三
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	一〇一
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	一七四
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	一七七
消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例	一七八
山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	一八四
山口県官住宅条例の一部を改正する条例	一八四
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例	一八五

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県条例第一百一号

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、適正な見積価額が七千万円以上の不動産（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

山口県知事 二 井 関 成

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織を定める条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第百二二号

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織を定める条例

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項の条例で定める内部組織は、山口県立大学条例を廃止する条例（平成十七年山口県条例第百号）による廃止前の山口県立大学条例（昭和四十九年山口県条例第五十二号）第一条の規定により設置された山口県立大学（附属図書館、事務局、教務部及び学生部を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第百三三号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表知事の部山口県部落問題対策審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四百号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中、「一万三千五百円」を、「一万三千元」に改める。

第十条の五第一項第一号中、「三十万七千九百円」を、「三十万六千九百円」に改める。

第十三条中、「あつた場合」の下に、「(人事委員会の定める場合を除く。)」を加える。

第十六条の八第二項第一号中、「百分の七十」を、「百分の七十五」に、「百分の九十」を、「百分の九十五」に改め、同項第二号中、「勤勉手当基礎額に」の下に、「六月に支給する場合においては」を、「百分の四十五」の下に、「十二月に支給する場合においては百分の四十(特別管理職員にあつては、百分の五十)」を加える。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
403,900	431,100	476,900		
408,100	434,900	481,200		
411,500	438,500	485,300		
415,200	442,400			
418,700	446,000			
422,200	449,600			
425,700				
308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400
	20			293,400	345,200	365,200	401,800
	21			295,200	347,400	367,700	405,200
	22			297,200	349,700	370,200	408,500
	23			299,100	351,900	372,700	411,900
	24			301,100	354,100	375,300	415,300
	25			303,000	356,500	377,800	
	26			304,800	358,700	380,400	
	27			306,700	361,000		
	28			308,700	363,200		
	29			310,600			
	30			312,500			
	31			314,400			
32			316,200				
再任職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

7 級	8 級	9 級	10 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
305,100	326,000	356,300	390,700
314,900	336,100	366,500	402,500
324,800	346,100	376,500	414,400
334,900	356,300	386,500	425,500
344,900	366,500	396,500	435,900
354,700	376,500	406,100	445,400
364,500	386,300	415,800	454,900
374,200	396,100	425,400	463,600
383,800	405,600	434,900	472,500
393,400	415,100	444,000	480,800
402,900	424,600	452,500	489,300
412,300	434,000	460,700	497,800
421,700	442,700	469,000	506,400
428,400	450,700	477,100	513,600
434,800	458,000	485,100	517,800
440,200	464,300	489,100	
444,500	468,300	493,100	
448,600	472,100	497,000	
452,100	476,100		
455,500	479,800		
458,800	483,400		
462,300			
340,300	361,000	387,600	419,200

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	230,300	266,200	285,500
	2	156,200	171,500	197,900	238,100	275,200	294,800
	3	162,800	178,700	205,900	246,800	284,300	304,200
	4	169,900	187,800	214,000	255,800	293,400	313,900
	5	176,800	197,700	221,300	264,900	302,600	323,800
	6	185,300	205,000	228,700	273,800	311,500	333,800
	7	195,000	212,400	235,900	282,800	320,200	343,700
	8	202,300	219,500	243,300	291,900	328,900	353,500
	9	209,600	226,200	251,400	301,000	337,600	363,100
	10	216,700	233,200	259,300	309,300	346,200	372,500
	11	223,400	240,900	267,300	317,600	354,100	381,900
	12	230,400	247,800	275,300	325,800	362,000	391,300
	13	237,800	255,600	283,200	334,000	369,700	400,600
	14	244,700	263,500	290,900	341,900	377,300	409,900
	15	252,500	271,300	298,600	348,800	384,900	418,500
	16	260,400	278,900	306,700	356,200	391,800	424,100
	17	267,700	286,000	314,900	363,700	398,700	429,600
	18	274,500	293,000	323,100	371,300	404,400	433,800
	19	280,700	299,800	331,000	378,800	409,800	437,300
	20	287,200	306,400	337,900	385,900	413,400	440,500
	21	293,600	313,100	345,300	392,800	416,400	443,900
	22	299,600	319,500	353,000	398,400	419,400	447,200
	23	305,900	325,700	360,600	404,200	422,400	450,500
	24	311,800	332,100	368,100	407,700	425,600	453,900
	25	317,400	338,400	375,100	410,700	428,300	
	26	323,200	344,800	381,900	413,600	431,300	
	27	328,800	350,800	387,800	416,600		
	28	333,700	356,200	393,600	419,800		
	29	337,200	360,800	397,100	422,600		
	30	340,800	365,200	400,000	425,400		
	31	344,600	369,700	402,900			
	32	348,400	372,200	405,800			
	33	350,700	374,800	409,000			
	34		377,300	411,800			
	35		379,900	414,500			
36		382,400					
再任用職員		242,100	252,300	261,400	275,600	303,800	323,700

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 海 事 職 給 料 表 (第四條關係)

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	249,600	299,800	327,300	364,400
	2	160,900	213,700	258,300	313,200	338,500	377,600
	3	170,200	222,000	267,300	325,900	349,700	390,700
	4	179,600	230,500	277,300	336,900	360,800	407,300
	5	189,300	238,100	290,700	348,000	371,900	424,400
	6	199,500	245,700	304,000	359,000	382,700	441,000
	7	210,100	253,100	316,600	370,000	396,400	452,900
	8	216,400	260,000	325,000	380,800	410,000	464,300
	9	222,500	267,600	333,400	391,400	423,100	475,000
	10	227,000	274,800	341,700	402,000	432,300	485,500
	11	230,600	281,800	349,400	412,500	440,900	495,600
	12	234,300	287,800	356,900	420,800	449,200	504,000
	13	237,900	293,500	364,200	427,600	457,200	511,000
	14	241,700	299,200	371,000	434,300	463,600	516,800
	15	244,900	303,700	377,800	440,900	468,500	522,300
	16	248,100	308,200	384,100	445,200	472,500	527,100
	17	251,300	312,400	390,000	448,300	476,300	530,900
	18	254,400	315,400	392,900	451,600	480,000	534,700
	19	256,200	318,300	395,800	455,000	483,800	538,500
	20			398,300	458,300	487,400	542,400
	21			401,200	461,700	491,000	
	22			403,900	465,100	494,600	
	23			406,800	468,400	498,300	
	24			409,600	471,700		
	25			412,500	475,200		
	26			415,600			
27			418,500				
再任 職員		219,600	249,800	288,300	339,900	365,900	404,500

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	254,300	295,700	339,300
	2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
	15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
	16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
	17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
	18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
	19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
	20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
	21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
	22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
	23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
	24	282,400	355,100	433,500		
	25	287,100	357,900	436,800		
	26	290,900	360,700			
	27	294,500	363,500			
	28	297,400	366,300			
	29	299,800	369,000			
	30	301,700				
	31	303,800				
32	305,700					
再任用職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 (一) この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の5級の13号給から23号給までの号給は、人事委員会の定める職員のみ適用する。

別表第五 医療職給料表(第四条関係)

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以 外 の 職 員	1	円 —	円 294,900	円 345,900	円 424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
	11	362,200	436,600	478,200	533,600
	12	374,600	445,700	488,400	542,500
	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21			502,100	555,200
	22			505,600	559,800
	23			509,000	563,800
	24			512,400	567,900
再任 職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700		
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100		
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500		
	24		294,800	353,300	376,900			
	25		296,600	355,600	379,200			
	26		298,300	357,600	381,700			
	27		300,200	359,700	384,300			
	28		301,900	361,800				
	29			364,000				
30			366,200					
再任 職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700			
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					
	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						
	40	317,400						
41	319,200							
再 任 職 員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第五条第五項を削り、同条第六項中「給料月額」を「号給」に改め、「(次項本文又は第十項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間の短縮を含む。)」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行つものとする。

第五条第七項から第九項までを次のように改め、同条第十項及び第十一項を削る。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

8 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行つことができない。

第五条第十二項中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第五条第十三項を同条第十二項とする。

第十条の二の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第一項中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に改め、同条第二項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級地の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 一級地 百分の十八
- 二 二級地 百分の十五
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の十
- 五 五級地 百分の六

六 六級地 百分の三

第十条の二第三項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第十条の三中「前条第二項第一号の人事委員会規則で定める地域以外の地域に在勤する」を削り、「限る。」には「の下に」、「前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き」を加え、「同条」を「前条」に、「百分の十」を「百分の十五」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十一条第二項第三号中「一箇月当たりの運賃等相当額と」を「当該合計額と」に改める。

第十二条の二第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十六条の五第二項中「九級」を「七級」に改め、同条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第五項中「四級」を「三級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十六条の八第二項第一号中「調整手当」を「地域手当」に、「百分の七十五」を「百分の七十二・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十八条第一項、第十九条第二項から第五項まで、第二十一条第一項及び第二項並びに附則第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級	給料月額								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	
2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	
3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	
4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	
5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	
6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	
7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	
8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	
9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	
10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	
11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	
12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	
13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	
14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	
15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	
16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	

30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			

再任用職員
以外職員

67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800	
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500	
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200	
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700	
86	240,100	296,400	345,300	386,800		
87	240,800	296,800	345,800	387,400		
88	241,500	297,200	346,300	388,000		
89	242,300	297,500	346,700	388,700		
90	242,800	297,900	347,200	389,300		
91	243,300	298,300	347,700	389,900		
92	243,800	298,700	348,200	390,500		
93	244,100	298,900	348,500	391,200		
94		299,300	349,000			
95		299,700	349,500			
96		300,100	350,000			
97		300,300	350,300			
98		300,700	350,800			
99		301,100	351,300			
100		301,500	351,800			
101		301,700	352,100			
102		302,100	352,500			
103		302,500	352,900			

再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600
	104		302,900	353,300						
	105		303,100	353,800						
	106		303,500	354,200						
	107		303,900	354,600						
	108		304,300	355,000						
	109		304,500	355,500						
	110		304,900	355,900						
	111		305,300	356,300						
	112		305,700	356,700						
	113		305,900	357,200						
	114		306,300							
	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,900							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級	給料月額								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800	
2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700	
3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600	
4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500	
5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300	
6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200	
7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100	
8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000	
9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700	
10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500	
11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300	
12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100	
13	176,800	197,700	221,300	260,300	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700	
14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500	
15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300	
16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100	
17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700	
18	187,700	206,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500	
19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300	
20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100	
21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700	
22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500	
23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300	
24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100	
25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700	
26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200	
27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700	
28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200	
29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600	

30	211,400	228,000	250,100	294,000	355,200	383,800	411,500	442,000	479,400
31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	
49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	
50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900	
51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600	
52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	
53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	
54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	
58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500	
59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200	
60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900	
61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600	
62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600		
63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200		
64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800		
65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500		
66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100		

67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700
68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300
69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000
70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600
71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200
72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800
73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500
74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100
75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700
76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300
77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000
78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800	
79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400	
80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000	
81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600	
82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200	
83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800	
84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400	
85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000	
86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700		
87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300		
88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900		
89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500		
90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100		
91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700		
92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300		
93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900		
94	303,500	327,700	356,000	391,100			
95	304,800	329,100	357,500	391,700			
96	306,100	330,500	359,000	392,300			
97	307,200	332,000	360,400	392,800			
98	308,400	333,400	361,600	393,400			
99	309,600	334,800	362,800	394,000			
100	310,800	336,200	364,000	394,600			
101	312,000	337,700	365,300	395,100			
102	313,100	339,000	366,500	395,700			
103	314,200	340,300	367,700	396,300			

再任用職員以外職員

104	315,300	341,600	368,900	396,900
105	316,300	342,800	370,200	397,400
106	317,000	343,900	370,800	397,900
107	317,700	345,000	371,400	398,400
108	318,400	346,100	372,000	398,900
109	319,100	347,300	372,700	399,300
110	319,800	348,300	373,300	399,800
111	320,500	349,300	373,900	400,300
112	321,200	350,300	374,500	400,800
113	322,000	351,400	375,000	401,200
114	322,800	352,400	375,600	401,700
115	323,600	353,400	376,200	402,200
116	324,400	354,400	376,800	402,700
117	325,000	355,500	377,300	403,100
118	325,800	356,100	377,900	403,600
119	326,600	356,700	378,500	404,100
120	327,400	357,300	379,100	404,600
121	328,100	357,800	379,500	405,000
122	328,600	358,300	380,100	405,500
123	329,100	358,800	380,700	406,000
124	329,600	359,300	381,300	406,500
125	329,900	359,800	381,800	406,900
126		360,300	382,300	
127		360,800	382,800	
128		361,300	383,300	
129		361,800	383,600	
130		362,300	384,100	
131		362,800	384,600	
132		363,300	385,100	
133		363,800	385,400	
134		364,300	385,900	
135		364,800	386,400	
136		365,300	386,900	
137		365,600	387,200	
138		366,100	387,700	
139		366,600	388,200	
140		367,100	388,700	

	141		367,400	389,000																
	142		367,900																	
	143		368,400																	
	144		368,900																	
	145		369,200																	
再任 再就職		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200										

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 海事職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	1	160,900	213,700	258,300	313,600	356,300	419,600
	2	163,200	215,800	260,100	316,100	358,800	422,200
	3	165,500	217,900	261,900	318,600	361,300	424,800
	4	167,800	220,000	263,700	321,100	363,800	427,400
	5	170,200	222,000	265,300	323,600	366,300	429,900
	6	172,600	224,100	267,300	326,100	369,500	432,400
	7	175,000	226,200	269,300	328,600	372,700	434,900
	8	177,400	228,300	271,300	331,100	375,900	437,400
	9	179,600	230,500	273,400	333,600	378,900	439,800
	10	182,000	232,400	276,200	336,100	382,000	442,200
	11	184,400	234,300	279,000	338,600	385,100	444,600
	12	186,800	236,200	281,800	341,100	388,200	447,000
	13	189,300	238,100	284,700	343,600	391,200	449,300
	14	191,900	240,000	287,600	346,100	394,000	451,700
	15	194,500	241,900	290,500	348,600	396,800	454,100
	16	197,100	243,800	293,400	351,100	399,600	456,500
	17	199,500	245,700	296,200	353,600	402,500	458,800
	18	202,200	247,600	298,900	356,100	404,600	461,100
	19	204,900	249,500	301,600	358,600	406,700	463,400
	20	207,600	251,400	304,300	361,100	408,800	465,700
	21	210,100	253,100	306,900	363,600	410,700	468,100
	22	211,700	254,800	308,800	366,000	412,700	469,900
	23	213,300	256,500	310,700	368,400	414,700	471,700
	24	214,900	258,200	312,600	370,800	416,700	473,500
	25	216,400	260,000	314,400	373,300	418,500	475,400
	26	217,900	261,900	316,300	375,700	420,300	476,800
	27	219,400	263,800	318,200	378,100	422,100	478,200
	28	220,900	265,700	320,100	380,500	423,900	479,600
	29	222,500	267,600	321,800	382,700	425,500	481,100

30	223,600	269,400	323,600	384,900	427,200	482,300
31	224,700	271,200	325,400	387,100	428,900	483,500
32	225,800	273,000	327,200	389,300	430,600	484,700
33	227,000	274,800	328,800	391,400	432,200	485,700
34	227,900	276,600	330,400	393,200	433,500	486,800
35	228,800	278,400	332,000	395,000	434,800	487,900
36	229,700	280,200	333,600	396,800	436,100	489,000
37	230,600	281,800	335,300	398,700	437,500	490,000
38	231,500	283,300	336,900	400,200	438,500	490,900
39	232,400	284,800	338,500	401,700	439,500	491,800
40	233,300	286,300	340,100	403,200	440,500	492,700
41	234,300	287,800	341,600	404,500	441,400	493,600
42	235,200	289,200	343,100	405,900	442,200	494,300
43	236,100	290,600	344,600	407,300	443,000	495,000
44	237,000	292,000	346,100	408,700	443,800	495,700
45	237,900	293,500	347,700	410,200	444,500	496,300
46	238,900	294,900	349,100	411,600	445,200	497,000
47	239,900	296,300	350,500	413,000	445,900	497,700
48	240,900	297,700	351,900	414,400	446,600	498,400
49	241,700	299,200	353,200	415,800	447,300	499,000
50	242,500	300,300	354,700	416,700	448,000	499,700
51	243,300	301,400	356,200	417,600	448,700	500,400
52	244,100	302,500	357,700	418,500	449,400	501,100
53	244,900	303,700	359,100	419,200	450,100	501,700
54	245,700	304,800	360,500	419,800	450,800	502,400
55	246,500	305,900	361,900	420,400	451,500	503,100
56	247,300	307,000	363,300	421,000	452,200	503,800
57	248,100	308,200	364,500	421,600	452,900	504,400
58	248,900	309,300	365,800	422,200	453,600	
59	249,700	310,400	367,100	422,800	454,300	
60	250,500	311,500	368,400	423,400	455,000	
61	251,300	312,400	369,600	424,000	455,600	
62	252,100	313,200	370,200	424,600	456,300	
63	252,900	314,000	370,800	425,200	457,000	
64	253,700	314,800	371,400	425,800	457,700	
65	254,400	315,400	371,800	426,400	458,200	
66	254,900	316,100	372,300	427,000	458,900	

再任
用員以
外の
職員

67	255,400	316,800	372,800	427,600	459,600
68	255,900	317,500	373,300	428,200	460,300
69	256,200	318,300	373,900	428,900	460,800
70			374,400	429,500	461,500
71			374,900	430,100	462,200
72			375,400	430,700	462,900
73			376,000	431,400	463,400
74			376,500	432,000	
75			377,000	432,600	
76			377,500	433,200	
77			378,100	433,900	
78			378,600	434,600	
79			379,100	435,300	
80			379,600	436,000	
81			380,200	436,500	
82			380,700	437,200	
83			381,200	437,900	
84			381,700	438,600	
85			382,300	439,100	
86			382,800	439,800	
87			383,300	440,500	
88			383,800	441,200	
89			384,400	441,700	
90			384,900		
91			385,400		
92			385,900		
93			386,500		
94			387,000		
95			387,500		
96			388,000		
97			388,600		
98			389,100		
99			389,600		
100			390,100		
101			390,700		

再任 再就職	219,600	249,800	284,200	326,400	356,300	404,500
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士
その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1		134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
2		135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
3		136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
4		137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
5		138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
6		139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
7		141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
8		142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
9		143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
10		145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
11		146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
12		148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
13		149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
14		151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
15		153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
16		155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
17		157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
18		159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
19		161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
20		163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
21		165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
22		168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
23		170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
24		172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
25		174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
26		176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
27		179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
28		181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
29		183,100	254,300	344,800	389,900	471,300

30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900
62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500

再任用職員以外
の職員

67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400
68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300
69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
74	263,000	322,100	395,700		
75	264,400	323,200	396,400		
76	265,800	324,300	397,100		
77	267,000	325,400	397,900		
78	268,300	326,400	398,600		
79	269,600	327,400	399,300		
80	270,900	328,400	400,000		
81	272,300	329,500	400,700		
82	273,600	330,300	401,400		
83	274,900	331,100	402,100		
84	276,200	331,900	402,800		
85	277,400	332,800	403,400		
86	278,700	333,400	404,100		
87	280,000	334,000	404,800		
88	281,300	334,600	405,500		
89	282,400	335,000	406,100		
90	283,600	335,600			
91	284,800	336,200			
92	286,000	336,800			
93	287,100	337,200			
94	288,100	337,700			
95	289,100	338,200			
96	290,100	338,700			
97	290,900	339,300			
98	291,800	339,800			
99	292,700	340,300			
100	293,600	340,800			
101	294,500	341,400			
102	295,200	341,900			
103	295,900	342,400			

再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第四条関係)

イ 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1		235,200	322,200	390,600	467,100
2		237,700	325,300	393,500	469,400
3		240,200	328,400	396,400	471,700
4		242,700	331,500	399,300	474,000
5		245,100	334,400	402,000	476,300
6		248,900	337,800	404,800	478,500
7		252,700	341,200	407,600	480,700
8		256,500	344,600	410,400	482,900
9		260,100	347,800	413,000	485,200
10		264,100	351,200	415,700	487,300
11		268,100	354,600	418,400	489,400
12		272,100	358,000	421,100	491,500
13		276,000	361,300	423,600	493,600
14		280,000	365,000	426,100	495,700
15		284,000	368,700	428,600	497,800
16		288,000	372,400	431,100	499,900
17		291,800	376,000	433,400	502,000
18		295,500	378,800	435,800	504,000
19		299,200	381,600	438,200	506,000
20		302,900	384,400	440,600	508,000
21		306,700	387,300	442,900	509,800
22		310,600	389,900	445,300	511,700
23		314,500	392,500	447,700	513,600
24		318,400	395,100	450,100	515,500
25		322,100	397,500	452,400	517,200
26		325,100	399,800	454,700	519,000
27		328,100	402,100	457,000	520,800

28	331,100	404,400	459,300	522,600
29	334,200	406,800	461,500	524,500
30	336,800	408,900	463,800	526,300
31	339,400	411,000	466,100	528,100
32	342,000	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200

再任
職員以
外の職

再任 再就職	293,800	336,200	390,600	463,700
-----------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

口 医療職 給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900	
2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600	
3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300	
4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000	
5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600	
6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300	
7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000	
8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700	
9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300	
10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800	
11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300	
12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800	
13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100	
14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300	
15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500	
16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700	
17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800	
18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900	
19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000	
20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100	
21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000	
22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600	
23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200	
24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800	
25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400	
26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700	
27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000	
28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300	
29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700	

30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700
41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300
54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100		

再任職員以外の職員

67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000
86		293,100	330,600	352,700	
87		293,400	331,000	353,100	
88		293,700	331,400	353,500	
89		294,100	331,900	354,000	
90		294,400	332,300	354,400	
91		294,700	332,700	354,800	
92		295,000	333,100	355,200	
93		295,400	333,600	355,700	
94		295,700	334,000	356,100	
95		296,000	334,400	356,500	
96		296,300	334,800	356,900	
97		296,700	335,000	357,400	
98		297,000	335,400	357,800	
99		297,300	335,800	358,200	
100		297,600	336,200	358,600	
101		298,000	336,400	359,100	
102		298,300	336,800	359,500	
103		298,600	337,200	359,900	

104	298,900	337,600	360,300			
105	299,200	337,800	360,800			
106		338,200				
107		338,600				
108		339,000				
109		339,200				
110		339,600				
111		340,000				
112		340,400				
113		340,600				
再任用職員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200
						373,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

八 医療職 給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
2	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
3	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
4	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
5	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
6	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
7	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
8	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
9	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
10	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
11	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
12	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
13	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
14	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
15	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
16	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
17	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
18	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
19	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
20	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
21	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
22	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
23	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
24	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
25	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
26	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
27	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
28	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
29	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700

30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	

67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
94	284,100	319,100	354,700	374,100		
95	285,100	319,900	355,400	374,600		
96	286,100	320,700	356,100	375,100		
97	287,200	321,400	356,600	375,700		
98	288,100	322,100	357,100	376,200		
99	289,000	322,800	357,600	376,700		
100	289,900	323,500	358,100	377,200		
101	290,700	324,000	358,700	377,800		
102	291,500	324,600	359,200	378,300		
103	292,300	325,200	359,700	378,800		

再任用職員以外職員

104	293,100	325,800	360,200	379,300
105	293,800	326,200	360,800	379,900
106	294,300	326,700	361,300	380,400
107	294,800	327,200	361,800	380,900
108	295,300	327,700	362,300	381,400
109	295,800	328,200	362,800	382,000
110	296,200	328,600	363,300	382,500
111	296,600	329,000	363,800	383,000
112	297,000	329,400	364,300	383,500
113	297,400	329,800	364,800	384,100
114	297,800	330,200	365,300	
115	298,200	330,600	365,800	
116	298,600	331,000	366,300	
117	298,900	331,300	366,700	
118	299,300	331,700	367,200	
119	299,700	332,100	367,700	
120	300,100	332,500	368,200	
121	300,400	332,700	368,600	
122	300,800	333,100	369,100	
123	301,200	333,500	369,600	
124	301,600	333,900	370,100	
125	301,800	334,200	370,500	
126	302,200	334,600		
127	302,600	335,000		
128	303,000	335,400		
129	303,200	335,700		
130	303,600	336,100		
131	304,000	336,500		
132	304,400	336,900		
133	304,600	337,200		
134	305,000	337,600		
135	305,400	338,000		
136	305,800	338,400		
137	306,000	338,700		
138	306,400	339,100		
139	306,800	339,500		
140	307,200	339,900		

141	307,400	340,200					
142	307,800	340,600					
143	308,200	341,000					
144	308,600	341,400					
145	308,800	341,700					
146	309,200	342,100					
147	309,600	342,500					
148	310,000	342,900					
149	310,200	343,200					
150	310,500	343,600					
151	310,800	344,000					
152	311,100	344,400					
153	311,500	344,700					
154	311,800						
155	312,100						
156	312,400						
157	312,800						
158	313,100						
159	313,400						
160	313,700						
161	314,100						
162	314,400						
163	314,700						
164	315,000						
165	315,400						
166	315,700						
167	316,000						
168	316,300						
169	316,700						
再任 再職 再員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「十一級」を「九級」に改める。

(教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第七条 教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和四十一年山口県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第十六条の八第二項の改正規定、第三条、第五条及び第七条の規定並びに次項、附則第七項から第九項まで、第二十一項及び第二十三項の規定 規則で定める日

二 第二条、第四条及び第六条の規定並びに附則第十項から第二十項まで、第二十二項及び第二十四項から第三十二項までの規定 平成十八年四月一日

2 第一条の規定(給与条例第十六条の八第二項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定による改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、第五条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定及び第七

条の規定による改正後の教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、平成十七年十二月一日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の内替え等)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

4 施行日の前日において職務の級における最低の号給に達しない給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十一年山口県条例第三十八号。附則第十五項において「平成十一年改正条例」という。)、附則第八項若しくは第九項又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年山口県条例第五十八号。附則第十五項において「平成十五年改正条例」という。)、附則第八項若しくは第九項及びこれらに基づく規程に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十七年十二月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

7 平成十七年十二月に支給する勤勉手当の額は、第一条の規定による改正後の給与条例第十六条の八第二項から第四項まで若しくは第十九条第一項、第二項若しくは第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額(以下この項において「基準額」という。))から次に掲げる額の合計額(人事委員会の定める職員にあっては、第一号に掲げる額)に相当する額を減じた額(以下この項において「支給額」という。))とする。この場合において、附則第九項の規定により勤勉手当の内払とみなされる額(以下この項において「みなし内払額」という。))が支給額を超えるときは、当該みなし内払額を支給額とみなす。

一 平成十七年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を

考慮して人事委員会が定めるものを除く。)にあつては、その新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会の定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当(給与条例第十二条第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特勤勤務手当(給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。)の月額合計額に百分の〇・一二を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・一二を乗じて得た額

三 第一条の規定による改正前の給与条例の規定により平成十七年十二月に支給される期末手当の額及び基準額の合計額に百分の〇・一二を乗じて得た額

8 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の適用を受ける者その他の人事委員会の定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の適用を受ける者その他の人事委員会の定める者との権衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び人事委員会の定める額の合計額」とする。

(勤勉手当の内払)

9 職員が、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて、平成十七年十二月に支給を受けた勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(特定の職務の級の切替え)

10 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であつた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

11 切替日の前日において給与条例別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」とい

う。)は、次項及び附則第十三項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

12 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、人事委員会が定める。

13 切替日の前日において職務の級における最低の号給に達しない給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

14 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

15 附則第十項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第二条の規定による改正前の給与条例、附則第二十四項の規定による改正前の平成十一年改正条例附則第八項若しくは第九項又は附則第二十五項の規定による改正前の平成十五年改正条例附則第八項若しくは第九項及びこれらに基づく規程に従って定められたものでなければならない。

(号給の切替えに伴う経過措置)

16 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会の定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

17 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

18 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

19 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八条第二項、第八条の二第二項、第十六条の五第五項(給与条例第十六条の八第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第十六条の九第二項の規定の適用については、給与条例第八条第二項

中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第四百号。以下「平成十七年改正条例」という。）附則第十六項から第十八項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第八条の二第二項、第十六条の五第五項及び第十六条の九第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十七年改正条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成二十二年三月三十一日までの間における給与条例の適用に関する特例）

20 平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二第二項第一号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第二号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第三号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第四号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第五号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第六号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の三	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（期末手当の内払）

21 この条例による改正前の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例又は教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて平成十七年十二月に支給された期末手当は、改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例又は教育長の給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（知事等の旅費に関する経過措置）

22 第六条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(人事委員会への委任)

23 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

24 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十一年山口県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項を削り、附則第十項を附則第八項とし、附則第十一項から第十四項までを二項ずつ繰り上げる。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

25 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山口県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項を削り、附則第十項を附則第八項とする。

(職員の懲戒の手續、効果等に関する条例等の一部改正)

26 次に掲げる条例の規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

一 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例(昭和二十六年山口県条例第四十四号) 第四条

二 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号) 第五条第四項

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山口県条例第二号) 第四条第一項及び第八条

(非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

27 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十八年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に改める。

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

28 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表区分の欄中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に改め、同表の二の表の備考中「一般職の職員の給与に関する法律

(昭和二十五年法律第九十五号) 第十一条の三第二項第一号の甲地とされている地域」を「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年

法律第百十四号) 別表第一に定める甲地方」に改め、同表の三の表区分の欄中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に改める。

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

29 前項の規定による改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例(以下この項において「改正後の旅費条例」という。)の規定は、切替日後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。この場合において、切替日の前日において二級の職務にあった者に対する改正後の旅費条例第十六条第一項第二号口及び第十七条第一項第一号口の規定の適用については、その者が改正後の旅費条例における一級の職務にある間は、改正後の旅費条例第十六条第一項第二号口中「二等」とあるのは「一等」と、改正後の旅費条例第十七条第一項第一号口中「下級」とあるのは「中級」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

30 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

31 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第六条中「給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

第八条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十七条中「給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

32 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則別表第一 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
公安職給料表	4 級	4 級
	5 級	
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
	9 級	8 級
	10 級	9 級

附則別表第二 号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級																		
	経過期間																				
1	3 月 未 満		1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上6 月未 満		2	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6 月以上9 月未 満		3	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9 月以上12 月未 満		4	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	12 月 以 上		5	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上6 月未 満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6 月以上9 月未 満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	9 月以上12 月未 満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 月 以 上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上6 月未 満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	6 月以上9 月未 満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9 月以上12 月未 満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 月 以 上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	3 月以上6 月未 満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6 月以上9 月未 満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9 月以上12 月未 満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 月 以 上	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

5	12 月 以 上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 月 以 上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1
7	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 月 以 上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1
8	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2	2	2	2	2	2	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3	3	3	3	3	3	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4	4	4	4	4	4	4
	12 月 以 上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5	5	5	5	5	5	5
9	3 月 未 満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5	5	5	5	5	5	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6	6	6	6	6	6	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7	7	7	7	7	7	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8	8	8	8	8	8	8
9	12 月 以 上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9	9	9	9	9	9	9
	3 月 未 満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9	9	9	9	9	9	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10	10	10	10	10	10	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11	11	11	11	11	11	11
9	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12	12	12	12	12	12	12

	12 月 以 上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3 月 未 満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
10	6 月 以 上 9 月 未 満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12 月 以 上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3 月 未 満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
11	6 月 以 上 9 月 未 満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12 月 以 上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3 月 未 満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
12	6 月 以 上 9 月 未 満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9 月 以 上 12 月 未 満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12 月 以 上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3 月 未 満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3 月 以 上 6 月 未 満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
13	6 月 以 上 9 月 未 満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12 月 以 上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3 月 未 満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3 月 以 上 6 月 未 満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
14	6 月 以 上 9 月 未 満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32

15	12 月 以 上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3 月 未 満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
16	9 月 以 上 12 月 未 満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12 月 以 上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
	3 月 未 満	39	81	61	53	65	53	49	45	41		
	3 月 以 上 6 月 未 満	39	82	62	54	66	54	50	46	42		
17	6 月 以 上 9 月 未 満	39	83	63	55	67	55	51	47	43		
	9 月 以 上 12 月 未 満	39	84	64	56	68	56	52	48	44		
	12 月 以 上	40	85	65	57	69	57	53	49	45		
	3 月 未 満	85	65	57	69	57	53	49	45			
18	3 月 以 上 6 月 未 満	86	66	57	70	58	54	50	46			
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	67	58	71	59	55	51	47			
	9 月 以 上 12 月 未 満	88	68	58	72	60	56	52	48			
	12 月 以 上	89	69	59	73	61	57	53	49			
19	3 月 未 満	89	69	59	73	61	57	53	49			
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	70	59	74	62	58	54	50			
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	71	60	75	63	59	55	51			
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	72	60	76	64	60	56	52			
19	12 月 以 上	93	73	61	77	65	61	57	53			
	3 月 未 満	93	73	61	77	65	61	57				
	3 月 以 上 6 月 未 満	93	74	61	78	66	62	58				
	6 月 以 上 9 月 未 満	93	75	61	79	67	63	59				
19	9 月 以 上 12 月 未 満	93	76	62	80	68	64	60				

	12 月 以 上	93	77	62	81	69	65	61											
	3 月 未 満		77	62	81	69	65	61											
	3 月 以 上 6 月 未 満		78	62	82	70	66	62											
20	6 月 以 上 9 月 未 満		79	63	83	71	67	63											
	9 月 以 上 12 月 未 満		80	63	84	72	68	64											
	12 月 以 上		81	63	85	73	69	65											
	3 月 未 満		81	63	85	73	69	65											
	3 月 以 上 6 月 未 満		82	64	86	74	70	66											
21	6 月 以 上 9 月 未 満		83	64	87	75	71	67											
	9 月 以 上 12 月 未 満		84	64	88	76	72	68											
	12 月 以 上		85	65	89	77	73	69											
	3 月 未 満		85	65	89	77	73												
	3 月 以 上 6 月 未 満		86	65	90	78	74												
22	6 月 以 上 9 月 未 満		87	66	91	79	75												
	9 月 以 上 12 月 未 満		88	66	92	80	76												
	12 月 以 上		89	67	93	81	77												
	3 月 未 満		89	67	93	81													
	3 月 以 上 6 月 未 満		90	67	94	82													
23	6 月 以 上 9 月 未 満		91	68	95	83													
	9 月 以 上 12 月 未 満		92	68	96	84													
	12 月 以 上		93	69	97	85													
	3 月 未 満		93	69	97	85													
	3 月 以 上 6 月 未 満		94	70	98	86													
24	6 月 以 上 9 月 未 満		95	71	99	87													
	9 月 以 上 12 月 未 満		96	72	100	88													

25	12 月 以 上	97	73	101	89															
	3 月 未 満	97	73	101																
	3 月 以 上 6 月 未 満	98	73	102																
	6 月 以 上 9 月 未 満	99	74	103																
26	9 月 以 上 12 月 未 満	100	74	104																
	12 月 以 上	101	75	105																
	3 月 未 満	101	75	105																
	3 月 以 上 6 月 未 満	102	75	106																
27	6 月 以 上 9 月 未 満	103	76	107																
	9 月 以 上 12 月 未 満	104	76	108																
	12 月 以 上	105	77	109																
	3 月 未 満	105	77																	
28	3 月 以 上 6 月 未 満	106	78																	
	6 月 以 上 9 月 未 満	107	79																	
	9 月 以 上 12 月 未 満	108	80																	
	12 月 以 上	109	81																	
29	3 月 未 満	109	81																	
	3 月 以 上 6 月 未 満	110	82																	
	6 月 以 上 9 月 未 満	111	83																	
	9 月 以 上 12 月 未 満	112	84																	
29	12 月 以 上	113	85																	
	3 月 未 満	113																		
	3 月 以 上 6 月 未 満	114																		
	6 月 以 上 9 月 未 満	115																		
29	9 月 以 上 12 月 未 満	116																		

30	12 月 以 上	117																		
	3 月 未 満	117																		
	3 月 以 上 6 月 未 満	118																		
	6 月 以 上 9 月 未 満	119																		
31	9 月 以 上 12 月 未 満	120																		
	12 月 以 上	121																		
	3 月 未 満	121																		
	3 月 以 上 6 月 未 満	122																		
32	6 月 以 上 9 月 未 満	123																		
	9 月 以 上 12 月 未 満	124																		
	12 月 以 上	125																		
	3 月 未 満	125																		
32	3 月 以 上 6 月 未 満	125																		
	6 月 以 上 9 月 未 満	125																		
	9 月 以 上 12 月 未 満	125																		
	12 月 以 上	125																		

口 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	経過期間											
1	3 月 未 満					1	13	1	1	1	1	1
	3 月 以上 6 月 未 満					1	14	1	1	1	1	1
	6 月 以上 9 月 未 満					1	15	1	1	1	1	1
2	9 月 以上 12 月 未 満					1	16	1	1	1	1	1
	12 月 以 上					1	17	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	1	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1
3	3 月 以上 6 月 未 満	2	2	2	2	2	18	1	1	1	1	1
	6 月 以上 9 月 未 満	3	3	3	3	3	19	1	1	1	1	1
	9 月 以上 12 月 未 満	4	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1
4	12 月 以 上	5	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	5	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
	3 月 以上 6 月 未 満	6	6	6	6	6	22	2	1	1	1	1
3	6 月 以上 9 月 未 満	7	7	7	7	7	23	3	1	1	1	1
	9 月 以上 12 月 未 満	8	8	8	8	8	24	4	1	1	1	1
	12 月 以 上	9	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
4	3 月 未 満	9	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
	3 月 以上 6 月 未 満	10	10	10	10	10	26	6	2	1	1	1
	6 月 以上 9 月 未 満	11	11	11	11	11	27	7	3	1	1	1
4	9 月 以上 12 月 未 満	12	12	12	12	12	28	8	4	1	1	1
	12 月 以 上	13	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1

5	3 月 未 満	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14	14	14	30	10	6	2	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15	15	15	31	11	7	3	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16	16	16	32	12	8	4	1	1	1
6	12 月 以 上	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1	1
	3 月 未 満	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18	18	18	34	14	10	6	2	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19	19	19	35	15	11	7	3	1	1
7	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20	20	20	36	16	12	8	4	1	1
	12 月 以 上	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1	1
	3 月 未 満	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	22	22	22	38	18	14	10	6	2	2
8	6 月 以 上 9 月 未 満	23	23	23	23	39	19	15	11	7	3	3
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	24	24	24	40	20	16	12	8	4	4
	12 月 以 上	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5	5
	3 月 未 満	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5	5
9	3 月 以 上 6 月 未 満	26	26	26	26	42	22	18	14	10	6	6
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	27	27	27	43	23	19	15	11	7	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	28	28	28	44	24	20	16	12	8	8
	12 月 以 上	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9	9
9	3 月 未 満	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9	9
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	30	30	30	46	26	22	18	14	10	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	31	31	31	47	27	23	19	15	11	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	32	32	32	48	28	24	20	16	12	12
9	12 月 以 上	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13	13

10	3 月 未 満	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	34	34	34	50	30	26	22	18	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	35	35	35	51	31	27	23	19	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	36	36	36	52	32	28	24	20	16
11	12 月 以 上	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3 月 未 満	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	38	38	38	54	34	30	26	22	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	39	39	39	39	55	35	31	27	23	19
12	9 月 以 上 12 月 未 満	40	40	40	40	56	36	32	28	24	20
	12 月 以 上	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	3 月 未 満	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	42	42	42	42	58	38	34	30	26	22
13	6 月 以 上 9 月 未 満	43	43	43	43	59	39	35	31	27	23
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	44	44	44	60	40	36	32	28	24
	12 月 以 上	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
	3 月 未 満	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
14	3 月 以 上 6 月 未 満	46	46	46	46	62	42	38	34	30	26
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	47	47	47	63	43	39	35	31	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	48	48	48	64	44	40	36	32	28
	12 月 以 上	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
14	3 月 未 満	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	50	50	50	66	46	42	38	34	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	51	51	51	67	47	43	39	35	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	52	52	52	68	48	44	40	36	32
14	12 月 以 上	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33

15	3 月 未 満	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	54	54	54	70	50	46	42	38	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	55	55	55	71	51	47	43	39	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	56	56	56	72	52	48	44	40	36
16	12 月 以 上	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
	3 月 未 満	57	57	57	57	73	53	49	45	41	
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	58	58	58	74	54	50	46	42	
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	59	59	59	75	55	51	47	43	
17	9 月 以 上 12 月 未 満	60	60	60	60	76	56	52	48	44	
	12 月 以 上	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
	3 月 未 満	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	62	62	62	78	58	54	50	46	
18	6 月 以 上 9 月 未 満	63	63	63	63	79	59	55	51	47	
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	64	64	64	80	60	56	52	48	
	12 月 以 上	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
	3 月 未 満	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
19	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	66	66	82	62	58	54	50	
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	67	67	83	63	59	55	51	
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	68	68	84	64	60	56	52	
	12 月 以 上	69	69	69	69	85	65	61	57	53	
19	3 月 未 満	69	69	69	69	85	65	61	57		
	3 月 以 上 6 月 未 満	70	70	70	70	86	66	62	58		
	6 月 以 上 9 月 未 満	71	71	71	71	87	67	63	59		
	9 月 以 上 12 月 未 満	72	72	72	72	88	68	64	60		
19	12 月 以 上	73	73	73	73	89	69	65	61		
	12 月 以 上	73	73	73	73	89	69	65	61		

20	3 月 未 満	73	73	73	73	89	69	65	61										
	3 月 以 上 6 月 未 満	74	74	74	74	90	70	66	62										
	6 月 以 上 9 月 未 満	75	75	75	75	91	71	67	63										
	9 月 以 上 12 月 未 満	76	76	76	76	92	72	68	64										
21	12 月 以 上	77	77	77	77	93	73	69	65										
	3 月 未 満	77	77	77	77	93	73	69	65										
	3 月 以 上 6 月 未 満	78	78	78	77	94	74	70	66										
	6 月 以 上 9 月 未 満	79	79	79	78	95	75	71	67										
22	9 月 以 上 12 月 未 満	80	80	80	80	96	76	72	68										
	12 月 以 上	81	81	81	79	97	77	73	69										
	3 月 未 満	81	81	81	79	97	77	73											
	3 月 以 上 6 月 未 満	82	82	82	79	98	78	74											
23	6 月 以 上 9 月 未 満	83	83	83	80	99	79	75											
	9 月 以 上 12 月 未 満	84	84	84	80	100	80	76											
	12 月 以 上	85	85	85	81	101	81	77											
	3 月 未 満	85	85	85	81	101	81												
24	3 月 以 上 6 月 未 満	86	86	86	82	102	82												
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	87	87	83	103	83												
	9 月 以 上 12 月 未 満	88	88	88	84	104	84												
	12 月 以 上	89	89	89	85	105	85												
24	3 月 未 満	89	89	89	85	105	85												
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	90	90	86	106	86												
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	91	91	87	107	87												
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	92	92	88	108	88												
24	12 月 以 上	93	93	93	89	109	89												

25	3 月 未 満	93	93	93	89	109													
	3 月 以 上 6 月 未 満	94	94	94	90	110													
	6 月 以 上 9 月 未 満	95	95	95	91	111													
	9 月 以 上 12 月 未 満	96	96	96	92	112													
26	12 月 以 上	97	97	97	93	113													
	3 月 未 満	97	97	97	93	113													
	3 月 以 上 6 月 未 満	98	98	98	94	114													
	6 月 以 上 9 月 未 満	99	99	99	95	115													
27	9 月 以 上 12 月 未 満	100	100	100	96	116													
	12 月 以 上	101	101	101	97	117													
	3 月 未 満	101	101	101	97														
	3 月 以 上 6 月 未 満	102	101	102	98														
28	6 月 以 上 9 月 未 満	103	102	103	99														
	9 月 以 上 12 月 未 満	103	102	103	99														
	12 月 以 上	104	102	104	100														
	3 月 未 満	104	102	104	101														
29	3 月 未 満	105	103	105	101														
	3 月 以 上 6 月 未 満	105	103	105	101														
	6 月 以 上 9 月 未 満	106	103	106	102														
	9 月 以 上 12 月 未 満	106	103	106	102														
29	12 月 以 上	107	104	107	103														
	9 月 以 上 12 月 未 満	107	104	107	103														
	12 月 以 上	108	104	108	104														
	3 月 未 満	108	104	108	104														
29	3 月 以 上 6 月 未 満	109	105	109	105														
	6 月 以 上 9 月 未 満	109	105	109	105														
	9 月 以 上 12 月 未 満	110	106	110	105														
	12 月 以 上	110	106	110	105														
29	3 月 未 満	111	107	111	106														
	3 月 以 上 6 月 未 満	111	107	111	106														
	6 月 以 上 9 月 未 満	112	108	112	106														
	9 月 以 上 12 月 未 満	112	108	112	106														
29	12 月 以 上	113	109	113	107														
	9 月 以 上 12 月 未 満	113	109	113	107														
	12 月 以 上	113	109	113	107														
	3 月 未 満	113	109	113	107														

30	3 月 未 満	113	109	113	107														
	3 月 以 上 6 月 未 満	114	110	114	107														
	6 月 以 上 9 月 未 満	115	111	115	108														
	9 月 以 上 12 月 未 満	116	112	116	108														
31	12 月 以 上	117	113	117	109														
	3 月 未 満	117	113	117															
	3 月 以 上 6 月 未 満	118	113	118															
	6 月 以 上 9 月 未 満	119	114	119															
32	9 月 以 上 12 月 未 満	120	114	120															
	12 月 以 上	121	115	121															
	3 月 未 満	121	115	121															
	3 月 以 上 6 月 未 満	122	115	122															
33	6 月 以 上 9 月 未 満	123	116	123															
	9 月 以 上 12 月 未 満	124	116	124															
	12 月 以 上	125	117	125															
	3 月 未 満	125	117	125															
34	3 月 以 上 6 月 未 満	125	117	126															
	6 月 以 上 9 月 未 満	125	118	127															
	9 月 以 上 12 月 未 満	125	118	128															
	12 月 以 上	125	119	129															
34	3 月 未 満	119	119	129															
	3 月 以 上 6 月 未 満	119	130																
	6 月 以 上 9 月 未 満	120	131																
	9 月 以 上 12 月 未 満	120	132																
34	12 月 以 上	121	133																

35	3 月 未 満	121	133															
	3 月以上 6 月未満	122	134															
	6 月以上 9 月未満	123	135															
	9 月以上 12 月未満	124	136															
36	12 月 以 上	125	137															
	3 月 未 満	125																
	3 月以上 6 月未満	126																
	6 月以上 9 月未満	127																
36	9 月以上 12 月未満	128																
	12 月 以 上	129																

ハ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3 月 未 満			1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満			1	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満			1	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満			1	1	1	1
	12 月 以 上			1	1	1	1
	3 月 未 満	1	1	1	1	1	1
2	3 月 以 上 6 月 未 満	2	2	2	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	3	3	3	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	4	4	4	1	1	1
	12 月 以 上	5	5	5	1	1	1
	3 月 未 満	5	5	5	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	6	6	6	2	1	1
3	6 月 以 上 9 月 未 満	7	7	7	3	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	8	8	8	4	1	1
	12 月 以 上	9	9	9	5	1	1
	3 月 未 満	9	9	9	5	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	10	10	10	6	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	11	11	11	7	1	1
4	9 月 以 上 12 月 未 満	12	12	12	8	1	1
	12 月 以 上	13	13	13	9	1	1

5	3 月 未 満	13	13	13	9	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14	14	10	2	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15	15	11	3	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16	16	12	4	1
6	12 月 以 上	17	17	17	13	5	1
	3 月 未 満	17	17	17	13	5	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18	18	14	6	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19	19	15	7	3
7	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20	20	16	8	4
	12 月 以 上	21	21	21	17	9	5
	3 月 未 満	21	21	21	17	9	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	22	22	18	10	6
8	6 月 以 上 9 月 未 満	23	23	23	19	11	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	24	24	20	12	8
	12 月 以 上	25	25	25	21	13	9
	3 月 未 満	25	25	25	21	13	9
9	3 月 以 上 6 月 未 満	26	26	26	22	14	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	27	27	23	15	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	28	28	24	16	12
	12 月 以 上	29	29	29	25	17	13
9	3 月 未 満	29	29	29	25	17	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	30	30	26	18	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	31	31	27	19	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	32	32	28	20	16
9	12 月 以 上	33	33	33	29	21	17

10	3 月 未 満	33	33	33	29	21	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	34	34	30	22	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	35	35	31	23	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	36	36	32	24	20
11	12 月 以 上	37	37	37	33	25	21
	3 月 未 満	37	37	37	33	25	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	38	38	34	26	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	39	39	39	35	27	23
12	9 月 以 上 12 月 未 満	40	40	40	36	28	24
	12 月 以 上	41	41	41	37	29	25
	3 月 未 満	41	41	41	37	29	25
	3 月 以 上 6 月 未 満	42	42	42	38	30	26
13	6 月 以 上 9 月 未 満	43	43	43	39	31	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	44	44	40	32	28
	12 月 以 上	45	45	45	41	33	29
	3 月 未 満	45	45	45	41	33	29
14	3 月 以 上 6 月 未 満	46	46	46	42	34	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	47	47	43	35	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	48	48	44	36	32
	12 月 以 上	49	49	49	45	37	33
14	3 月 未 満	49	49	49	45	37	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	50	50	46	38	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	51	51	47	39	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	52	52	48	40	36
14	12 月 以 上	53	53	53	49	41	37

15	3 月 未 満	53	53	53	49	41	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	54	54	50	42	38
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	55	55	51	43	39
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	56	56	52	44	40
	12 月 以 上	57	57	57	53	45	41
16	3 月 未 満	57	57	57	53	45	41
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	58	58	54	46	42
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	59	59	55	47	43
	9 月 以 上 12 月 未 満	60	60	60	56	48	44
	12 月 以 上	61	61	61	57	49	45
17	3 月 未 満	61	61	61	57	49	45
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	62	62	58	50	46
	6 月 以 上 9 月 未 満	63	63	63	59	51	47
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	64	64	60	52	48
	12 月 以 上	65	65	65	61	53	49
18	3 月 未 満	65	65	65	61	53	49
	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	66	62	54	50
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	67	63	55	51
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	68	64	56	52
	12 月 以 上	69	69	69	65	57	53
19	3 月 未 満	69	69	69	65	57	53
	3 月 以 上 6 月 未 満	69	69	70	66	58	54
	6 月 以 上 9 月 未 満	69	69	71	67	59	55
	9 月 以 上 12 月 未 満	69	69	72	68	60	56
	12 月 以 上	69	69	73	69	61	57

20	3 月 未 満		73	69	61	57
	3 月 以 上 6 月 未 満		74	70	62	57
	6 月 以 上 9 月 未 満		75	71	63	57
	9 月 以 上 12 月 未 満		76	72	64	57
	12 月 以 上		77	73	65	57
21	3 月 未 満		77	73	65	
	3 月 以 上 6 月 未 満		78	74	66	
	6 月 以 上 9 月 未 満		79	75	67	
	9 月 以 上 12 月 未 満		80	76	68	
	12 月 以 上		81	77	69	
22	3 月 未 満		81	77	69	
	3 月 以 上 6 月 未 満		82	78	70	
	6 月 以 上 9 月 未 満		83	79	71	
	9 月 以 上 12 月 未 満		84	80	72	
	12 月 以 上		85	81	73	
23	3 月 未 満		85	81	73	
	3 月 以 上 6 月 未 満		86	82	73	
	6 月 以 上 9 月 未 満		87	83	73	
	9 月 以 上 12 月 未 満		88	84	73	
	12 月 以 上		89	85	73	
24	3 月 未 満		89	85		
	3 月 以 上 6 月 未 満		90	86		
	6 月 以 上 9 月 未 満		91	87		
	9 月 以 上 12 月 未 満		92	88		
	12 月 以 上		93	89		

25	3 月 未 満		93	89		
	3 月 以 上 6 月 未 満		94	89		
	6 月 以 上 9 月 未 満		95	89		
26	9 月 以 上 12 月 未 満		96	89		
	12 月 以 上		97	89		
	3 月 未 満		97			
	3 月 以 上 6 月 未 満		98			
27	6 月 以 上 9 月 未 満		99			
	9 月 以 上 12 月 未 満		100			
	12 月 以 上		101			
	3 月 未 満		101			
27	3 月 以 上 6 月 未 満		101			
	6 月 以 上 9 月 未 満		101			
	9 月 以 上 12 月 未 満		101			
12 月 以 上		101				

ニ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	3 月 未 満			1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満			1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満			1	1	1
1	9 月 以 上 12 月 未 満			1	1	1
	12 月 以 上			1	1	1
	3 月 未 満	1	1	1	1	1
2	3 月 以 上 6 月 未 満	2	2	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	3	3	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	4	4	1	1	1
2	12 月 以 上	5	5	1	1	1
	3 月 未 満	5	5	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	6	6	2	1	1
3	6 月 以 上 9 月 未 満	7	7	3	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	8	8	4	1	1
	12 月 以 上	9	9	5	1	1
3	3 月 未 満	9	9	5	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	10	10	6	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	11	11	7	1	1
4	9 月 以 上 12 月 未 満	12	12	8	1	1
	12 月 以 上	13	13	9	1	1

5	3 月 未 満	13	13	9	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14	10	2	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15	11	3	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16	12	4	1
	12 月 以 上	17	17	13	5	1
6	3 月 未 満	17	17	13	5	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18	14	6	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19	15	7	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20	16	8	1
	12 月 以 上	21	21	17	9	1
7	3 月 未 満	21	21	17	9	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	22	18	10	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	23	23	19	11	3
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	24	20	12	4
	12 月 以 上	25	25	21	13	5
8	3 月 未 満	25	25	21	13	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	26	26	22	14	6
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	27	23	15	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	28	24	16	8
	12 月 以 上	29	29	25	17	9
9	3 月 未 満	29	29	25	17	9
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	30	26	18	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	31	27	19	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	32	28	20	12
	12 月 以 上	33	33	29	21	13

10	3 月 未 満	33	33	29	21	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	34	30	22	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	35	31	23	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	36	32	24	16
11	12 月 以 上	37	37	33	25	17
	3 月 未 満	37	37	33	25	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	38	34	26	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	39	39	35	27	19
12	9 月 以 上 12 月 未 満	40	40	36	28	20
	12 月 以 上	41	41	37	29	21
	3 月 未 満	41	41	37	29	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	42	42	38	30	22
13	6 月 以 上 9 月 未 満	43	43	39	31	23
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	44	40	32	24
	12 月 以 上	45	45	41	33	25
	3 月 未 満	45	45	41	33	25
14	3 月 以 上 6 月 未 満	46	46	42	34	26
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	47	43	35	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	48	44	36	28
	12 月 以 上	49	49	45	37	29
14	3 月 未 満	49	49	45	37	29
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	50	46	38	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	51	47	39	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	52	48	40	32
14	12 月 以 上	53	53	49	41	33

15	3 月 未 満	53	53	49	41	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	54	50	42	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	55	51	43	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	56	52	44	36
	12 月 以 上	57	57	53	45	37
16	3 月 未 満	57	57	53	45	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	58	54	46	38
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	59	55	47	39
	9 月 以 上 12 月 未 満	60	60	56	48	40
	12 月 以 上	61	61	57	49	41
17	3 月 未 満	61	61	57	49	41
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	62	58	50	42
	6 月 以 上 9 月 未 満	63	63	59	51	43
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	64	60	52	44
	12 月 以 上	65	65	61	53	45
18	3 月 未 満	65	65	61	53	45
	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	62	54	46
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	63	55	47
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	64	56	48
	12 月 以 上	69	69	65	57	49
19	3 月 未 満	69	69	65	57	49
	3 月 以 上 6 月 未 満	70	70	66	58	50
	6 月 以 上 9 月 未 満	71	71	67	59	51
	9 月 以 上 12 月 未 満	72	72	68	60	52
	12 月 以 上	73	73	69	61	53

20	3 月 未 満	73	73	69	61	53
	3 月 以 上 6 月 未 満	74	74	70	62	54
	6 月 以 上 9 月 未 満	75	75	71	63	55
	9 月 以 上 12 月 未 満	76	76	72	64	56
21	12 月 以 上	77	77	73	65	57
	3 月 未 満	77	77	73	65	57
	3 月 以 上 6 月 未 満	78	78	74	66	58
	6 月 以 上 9 月 未 満	79	79	75	67	59
22	9 月 以 上 12 月 未 満	80	80	76	68	60
	12 月 以 上	81	81	77	69	61
	3 月 未 満	81	81	77	69	61
	3 月 以 上 6 月 未 満	82	82	78	70	62
23	6 月 以 上 9 月 未 満	83	83	79	71	63
	9 月 以 上 12 月 未 満	84	84	80	72	64
	12 月 以 上	85	85	81	73	65
	3 月 未 満	85	85	81	73	65
24	3 月 以 上 6 月 未 満	86	86	82	73	66
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	87	83	73	67
	9 月 以 上 12 月 未 満	88	88	84	73	68
	12 月 以 上	89	89	85	73	69
24	3 月 未 満	89	89	85		
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	90	86		
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	91	87		
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	92	88		
24	12 月 以 上	93	93	89		

25	3 月 未 満	93	93	89		
	3 月 以 上 6 月 未 満	94	94	89		
	6 月 以 上 9 月 未 満	95	95	89		
	9 月 以 上 12 月 未 満	96	96	89		
26	12 月 以 上	97	97	89		
	3 月 未 満	97	97			
	3 月 以 上 6 月 未 満	98	98			
	6 月 以 上 9 月 未 満	99	99			
27	9 月 以 上 12 月 未 満	100	100			
	12 月 以 上	101	101			
	3 月 未 満	101	101			
	3 月 以 上 6 月 未 満	102	102			
28	6 月 以 上 9 月 未 満	103	103			
	9 月 以 上 12 月 未 満	104	104			
	12 月 以 上	105	105			
	3 月 未 満	105	105			
29	3 月 以 上 6 月 未 満	106	106			
	6 月 以 上 9 月 未 満	107	107			
	9 月 以 上 12 月 未 満	108	108			
	12 月 以 上	109	109			
29	3 月 未 満	109	109			
	3 月 以 上 6 月 未 満	110	110			
	6 月 以 上 9 月 未 満	111	111			
	9 月 以 上 12 月 未 満	112	112			
29	12 月 以 上	113	113			

30	3 月 未 満	113				
	3 月以上 6 月未満	114				
	6 月以上 9 月未満	115				
	9 月以上 12 月未満	116				
31	12 月 以 上	117				
	3 月 未 満	117				
	3 月以上 6 月未満	118				
	6 月以上 9 月未満	119				
	9 月以上 12 月未満	120				
32	12 月 以 上	121				
	3 月 未 満	121				
	3 月以上 6 月未満	121				
	6 月以上 9 月未満	121				
	9 月以上 12 月未満	121				

ホ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新
号給

旧号給	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3 月 未 満		1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満		1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満		1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	1	1	1	1
2	12 月 以 上	1	1	1	1
	3 月 未 満	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	2	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	3	1	1	1
3	9 月 以 上 12 月 未 満	4	1	1	1
	12 月 以 上	5	1	1	1
	3 月 未 満	5	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	6	2	1	1
4	6 月 以 上 9 月 未 満	7	3	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	8	4	1	1
	12 月 以 上	9	5	1	1
	3 月 未 満	9	5	1	1
4	3 月 以 上 6 月 未 満	10	6	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	11	7	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	12	8	1	1
	12 月 以 上	13	9	1	1

5	3 月 未 満	13	9	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	10	2	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	11	3	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	12	4	1	1
	12 月 以 上	17	13	5	1	1
6	3 月 未 満	17	13	5	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	14	6	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	15	7	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	20	16	8	1	1
	12 月 以 上	21	17	9	1	1
7	3 月 未 満	21	17	9	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	18	10	2	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	23	19	11	3	3
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	20	12	4	4
	12 月 以 上	25	21	13	5	5
8	3 月 未 満	25	21	13	5	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	26	22	14	6	6
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	23	15	7	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	24	16	8	8
	12 月 以 上	29	25	17	9	9
9	3 月 未 満	29	25	17	9	9
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	26	18	10	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	27	19	11	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	28	20	12	12
	12 月 以 上	33	29	21	13	13

10	3 月 未 満	33	29	21	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	30	22	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	31	23	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	32	24	16
11	12 月 以 上	37	33	25	17
	3 月 未 満	37	33	25	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	34	26	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	39	35	27	19
12	9 月 以 上 12 月 未 満	40	36	28	20
	12 月 以 上	41	37	29	21
	3 月 未 満	41	37	29	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	42	38	30	22
13	6 月 以 上 9 月 未 満	43	39	31	23
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	40	32	24
	12 月 以 上	45	41	33	25
	3 月 未 満	45	41	33	25
14	3 月 以 上 6 月 未 満	46	42	34	26
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	43	35	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	44	36	28
	12 月 以 上	49	45	37	29
14	3 月 未 満	49	45	37	29
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	46	38	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	47	39	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	48	40	32
14	12 月 以 上	53	49	41	33

15	3 月 未 満	53	49	41	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	50	42	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	51	43	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	52	44	36
16	12 月 以 上	57	53	45	37
	3 月 未 満	57	53	45	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	54	46	38
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	55	47	39
17	9 月 以 上 12 月 未 満	60	56	48	40
	12 月 以 上	61	57	49	41
	3 月 未 満	61	57	49	41
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	58	50	42
18	6 月 以 上 9 月 未 満	63	59	51	43
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	60	52	44
	12 月 以 上	65	61	53	45
	3 月 未 満	65	61	53	45
19	3 月 以 上 6 月 未 満	65	62	54	46
	6 月 以 上 9 月 未 満	65	63	55	47
	9 月 以 上 12 月 未 満	65	64	56	48
	12 月 以 上	65	65	57	49
19	3 月 未 満	65	65	57	49
	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	58	50
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	59	51
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	60	52
19	12 月 以 上	69	69	61	53

20	3 月 未 満	69	61	53
	3 月 以 上・6 月 未 満	70	62	54
	6 月 以 上・9 月 未 満	71	63	55
	9 月 以 上・12 月 未 満	72	64	56
21	12 月 以 上	73	65	57
	3 月 未 満	73	65	
	3 月 以 上・6 月 未 満	74	66	
	6 月 以 上・9 月 未 満	75	67	
22	9 月 以 上・12 月 未 満	76	68	
	12 月 以 上	77	69	
	3 月 未 満	77	69	
	3 月 以 上・6 月 未 満	78	70	
23	6 月 以 上・9 月 未 満	79	71	
	9 月 以 上・12 月 未 満	80	72	
	12 月 以 上	81	73	
	3 月 未 満	81	73	
24	3 月 以 上・6 月 未 満	82	74	
	6 月 以 上・9 月 未 満	83	75	
	9 月 以 上・12 月 未 満	84	76	
	12 月 以 上	85	77	
24	3 月 未 満	85	77	
	3 月 以 上・6 月 未 満	86	78	
	6 月 以 上・9 月 未 満	87	79	
	9 月 以 上・12 月 未 満	88	80	
24	12 月 以 上	89	81	

へ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3 月 未 満			1	1	1	1	1
	3 月 以上 6 月 未 満			1	1	1	1	1
	6 月 以上 9 月 未 満			1	1	1	1	1
1	9 月 以上 12 月 未 満			1	1	1	1	1
	12 月 以 上			1	1	1	1	1
	3 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1
2	3 月 以上 6 月 未 満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月 以上 9 月 未 満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月 以上 12 月 未 満	4	4	4	1	1	1	1
2	12 月 以 上	5	5	5	1	1	1	1
	3 月 未 満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月 以上 6 月 未 満	6	6	6	2	1	1	1
3	6 月 以上 9 月 未 満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月 以上 12 月 未 満	8	8	8	4	1	1	1
	12 月 以 上	9	9	9	5	1	1	1
3	3 月 未 満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月 以上 6 月 未 満	10	10	10	6	2	1	1
	6 月 以上 9 月 未 満	11	11	11	7	3	1	1
4	9 月 以上 12 月 未 満	12	12	12	8	4	1	1
	12 月 以 上	13	13	13	9	5	1	1

5	3 月 未 満	13	13	13	9	5	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14	14	10	6	2	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15	15	11	7	3	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16	16	12	8	4	1
6	12 月 以 上	17	17	17	13	9	5	1
	3 月 未 満	17	17	17	13	9	5	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18	18	14	10	6	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19	19	15	11	7	3
7	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20	20	16	12	8	4
	12 月 以 上	21	21	21	17	13	9	5
	3 月 未 満	21	21	21	17	13	9	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	22	22	18	14	10	6
8	6 月 以 上 9 月 未 満	23	23	23	19	15	11	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	24	24	20	16	12	8
	12 月 以 上	25	25	25	21	17	13	9
	3 月 未 満	25	25	25	21	17	13	9
9	3 月 以 上 6 月 未 満	26	26	26	22	18	14	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	27	27	23	19	15	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	28	28	24	20	16	12
	12 月 以 上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月 未 満	29	29	29	25	21	17	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	30	30	26	22	18	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	31	31	27	23	19	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	32	32	28	24	20	16
9	12 月 以 上	33	33	33	29	25	21	17

10	3 月 未 満	33	33	33	29	25	21	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	34	34	30	26	22	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	35	35	31	27	23	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	36	36	32	28	24	20
11	12 月 以 上	37	37	37	33	29	25	21
	3 月 未 満	37	37	37	33	29	25	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	38	38	34	30	26	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	39	39	39	35	31	27	23
12	9 月 以 上 12 月 未 満	40	40	40	36	32	28	24
	12 月 以 上	41	41	41	37	33	29	25
	3 月 未 満	41	41	41	37	33	29	25
	3 月 以 上 6 月 未 満	42	42	42	38	34	30	26
13	6 月 以 上 9 月 未 満	43	43	43	39	35	31	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	44	44	40	36	32	28
	12 月 以 上	45	45	45	41	37	33	29
	3 月 未 満	45	45	45	41	37	33	29
14	3 月 以 上 6 月 未 満	46	46	46	42	38	34	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	47	47	43	39	35	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	48	48	44	40	36	32
	12 月 以 上	49	49	49	45	41	37	33
14	3 月 未 満	49	49	49	45	41	37	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	50	50	46	42	38	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	51	51	47	43	39	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	52	52	48	44	40	36
14	12 月 以 上	53	53	53	49	45	41	37

15	3 月 未 満	53	53	53	49	45	41	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	54	54	50	46	42	38
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	55	55	51	47	43	39
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	56	56	52	48	44	40
16	12 月 以 上	57	57	57	53	49	45	41
	3 月 未 満	57	57	57	53	49	45	41
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	58	58	54	50	46	42
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	59	59	55	51	47	43
17	9 月 以 上 12 月 未 満	60	60	60	56	52	48	44
	12 月 以 上	61	61	61	57	53	49	45
	3 月 未 満	61	61	61	57	53	49	45
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	62	62	58	54	50	46
18	6 月 以 上 9 月 未 満	63	63	63	59	55	51	47
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	64	64	60	56	52	48
	12 月 以 上	65	65	65	61	57	53	49
	3 月 未 満	65	65	65	61	57	53	49
19	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	66	62	58	54	49
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	67	63	59	55	49
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	68	64	60	56	49
	12 月 以 上	69	69	69	65	61	57	49
19	3 月 未 満	69	69	69	65	61	57	49
	3 月 以 上 6 月 未 満	70	70	70	66	62	58	49
	6 月 以 上 9 月 未 満	71	71	71	67	63	59	49
	9 月 以 上 12 月 未 満	72	72	72	68	64	60	49
19	12 月 以 上	73	73	73	69	65	61	49

20	3 月 未 満	73	73	73	69	65	61		
	3 月 以 上 6 月 未 満	74	74	74	70	66	62		
	6 月 以 上 9 月 未 満	75	75	75	71	67	63		
	9 月 以 上 12 月 未 満	76	76	76	72	68	64		
21	12 月 以 上	77	77	77	73	69	65		
	3 月 未 満	77	77	77	73	69			
	3 月 以 上 6 月 未 満	78	78	78	74	70			
	6 月 以 上 9 月 未 満	79	79	79	75	71			
22	9 月 以 上 12 月 未 満	80	80	80	76	72			
	12 月 以 上	81	81	81	77	73			
	3 月 未 満	81	81	81	77	73			
	3 月 以 上 6 月 未 満	82	82	82	78	74			
23	6 月 以 上 9 月 未 満	83	83	83	79	75			
	9 月 以 上 12 月 未 満	84	84	84	80	76			
	12 月 以 上	85	85	85	81	77			
	3 月 未 満	85	85	85	81	77			
24	3 月 以 上 6 月 未 満	86	86	86	82	78			
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	87	87	83	79			
	9 月 以 上 12 月 未 満	88	88	88	84	80			
	12 月 以 上	89	89	89	85	81			
25	3 月 未 満	89	89	89	85				
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	90	90	86				
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	91	91	87				
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	92	92	88				
26	12 月 以 上	93	93	93	89				

25	3 月 未 満	93	93	89				
	3 月 以 上 6 月 未 満	94	94	90				
	6 月 以 上 9 月 未 満	95	95	91				
	9 月 以 上 12 月 未 満	96	96	92				
26	12 月 以 上	97	97	93				
	3 月 未 満	97	97	93				
	3 月 以 上 6 月 未 満	98	98	94				
	6 月 以 上 9 月 未 満	99	99	95				
27	9 月 以 上 12 月 未 満	100	100	96				
	12 月 以 上	101	101	97				
	3 月 未 満	101	101	97				
	3 月 以 上 6 月 未 満	102	102	98				
28	6 月 以 上 9 月 未 満	103	103	99				
	9 月 以 上 12 月 未 満	104	104	100				
	12 月 以 上	105	105	101				
	3 月 未 満	105	105					
29	3 月 以 上 6 月 未 満	105	106					
	6 月 以 上 9 月 未 満	105	107					
	9 月 以 上 12 月 未 満	105	108					
	12 月 以 上	105	109					
29	3 月 未 満		109					
	3 月 以 上 6 月 未 満		110					
	6 月 以 上 9 月 未 満		111					
	9 月 以 上 12 月 未 満		112					
29	12 月 以 上		113					

30	3 月 未 満		113					
	3 月以上 6 月未満		113					
	6 月以上 9 月未満		113					
	9 月以上 12 月未満		113					
	12 月 以 上		113					

ト 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間								
1	3 月 未 満				1	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満				1	1	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満				1	1	1	1	1
2	9 月 以 上 12 月 未 満				1	1	1	1	1
	12 月 以 上				1	1	1	1	1
	3 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	4	4	4	1	1	1	1	1
3	12 月 以 上	5	5	5	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12 月 以 上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3 月 未 満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12 月 以 上	13	13	13	9	5	1	1	1

5	3 月 未 満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16	16	12	8	4	1	1
6	12 月 以 上	17	17	17	13	9	5	1	1
	3 月 未 満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18	18	14	10	6	2	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19	19	15	11	7	3	3
7	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20	20	16	12	8	4	4
	12 月 以 上	21	21	21	17	13	9	5	5
	3 月 未 満	21	21	21	17	13	9	5	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	22	22	18	14	10	6	6
8	6 月 以 上 9 月 未 満	23	23	23	19	15	11	7	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	24	24	20	16	12	8	8
	12 月 以 上	25	25	25	21	17	13	9	9
	3 月 未 満	25	25	25	21	17	13	9	9
9	3 月 以 上 6 月 未 満	26	26	26	22	18	14	10	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	27	27	23	19	15	11	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	28	28	24	20	16	12	12
	12 月 以 上	29	29	29	25	21	17	13	13
9	3 月 未 満	29	29	29	25	21	17	13	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	30	30	26	22	18	14	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	31	31	27	23	19	15	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	32	32	28	24	20	16	16
9	12 月 以 上	33	33	33	29	25	21	17	17

10	3 月 未 満	33	33	33	29	25	21	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	34	34	30	26	22	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	35	35	31	27	23	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	36	36	32	28	24	20
11	12 月 以 上	37	37	37	33	29	25	21
	3 月 未 満	37	37	37	33	29	25	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	38	38	34	30	26	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	39	39	39	35	31	27	23
12	9 月 以 上 12 月 未 満	40	40	40	36	32	28	24
	12 月 以 上	41	41	41	37	33	29	25
	3 月 未 満	41	41	41	37	33	29	25
	3 月 以 上 6 月 未 満	42	42	42	38	34	30	26
13	6 月 以 上 9 月 未 満	43	43	43	39	35	31	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	44	44	40	36	32	28
	12 月 以 上	45	45	45	41	37	33	29
	3 月 未 満	45	45	45	41	37	33	29
14	3 月 以 上 6 月 未 満	46	46	46	42	38	34	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	47	47	43	39	35	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	48	48	44	40	36	32
	12 月 以 上	49	49	49	45	41	37	33
14	3 月 未 満	49	49	49	45	41	37	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	50	50	46	42	38	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	51	51	47	43	39	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	52	52	48	44	40	36
14	12 月 以 上	53	53	53	49	45	41	37
	12 月 以 上	53	53	53	49	45	41	37

15	3 月 未 満	53	53	53	49	45	41	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	54	54	50	46	42	38
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	55	55	51	47	43	39
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	56	56	52	48	44	40
16	12 月 以 上	57	57	57	53	49	45	41
	3 月 未 満	57	57	57	53	49	45	41
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	58	58	54	50	46	42
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	59	59	55	51	47	43
17	9 月 以 上 12 月 未 満	60	60	60	56	52	48	44
	12 月 以 上	61	61	61	57	53	49	45
	3 月 未 満	61	61	61	57	53	49	45
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	62	62	58	54	50	46
18	6 月 以 上 9 月 未 満	63	63	63	59	55	51	47
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	64	64	60	56	52	48
	12 月 以 上	65	65	65	61	57	53	49
	3 月 未 満	65	65	65	61	57	53	49
19	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	66	62	58	54	50
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	67	63	59	55	51
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	68	64	60	56	52
	12 月 以 上	69	69	69	65	61	57	53
19	3 月 未 満	69	69	69	65	61	57	53
	3 月 以 上 6 月 未 満	70	70	70	66	62	58	54
	6 月 以 上 9 月 未 満	71	71	71	67	63	59	55
	9 月 以 上 12 月 未 満	72	72	72	68	64	60	56
19	12 月 以 上	73	73	73	69	65	61	57
	12 月 以 上	73	73	73	69	65	61	57

20	3 月 未 満	73	73	73	69	65	61	
	3 月 以 上 6 月 未 満	74	74	74	70	66	62	
	6 月 以 上 9 月 未 満	75	75	75	71	67	63	
	9 月 以 上 12 月 未 満	76	76	76	72	68	64	
21	12 月 以 上	77	77	77	73	69	65	
	3 月 未 満	77	77	77	73	69	65	
	3 月 以 上 6 月 未 満	78	78	78	74	70	66	
	6 月 以 上 9 月 未 満	79	79	79	75	71	67	
22	9 月 以 上 12 月 未 満	80	80	80	76	72	68	
	12 月 以 上	81	81	81	77	73	69	
	3 月 未 満	81	81	81	77	73	69	
	3 月 以 上 6 月 未 満	82	82	82	78	74	69	
23	6 月 以 上 9 月 未 満	83	83	83	79	75	69	
	9 月 以 上 12 月 未 満	84	84	84	80	76	69	
	12 月 以 上	85	85	85	81	77	69	
	3 月 未 満	85	85	85	81	77		
24	3 月 以 上 6 月 未 満	86	86	86	82	78		
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	87	87	83	79		
	9 月 以 上 12 月 未 満	88	88	88	84	80		
	12 月 以 上	89	89	89	85	81		
24	3 月 未 満	89	89	89	85	81		
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	90	90	86	82		
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	91	91	87	83		
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	92	92	88	84		
24	12 月 以 上	93	93	93	89	85		

25	3 月 未 満	93	93	93	89																
	3 月 以 上 6 月 未 満	94	94	94	90																
	6 月 以 上 9 月 未 満	95	95	95	91																
	9 月 以 上 12 月 未 満	96	96	96	92																
26	12 月 以 上	97	97	97	93																
	3 月 未 満	97	97	97	93																
	3 月 以 上 6 月 未 満	98	98	98	94																
	6 月 以 上 9 月 未 満	99	99	99	95																
27	9 月 以 上 12 月 未 満	100	100	100	96																
	12 月 以 上	101	101	101	97																
	3 月 未 満	101	101	101	97																
	3 月 以 上 6 月 未 満	102	102	102	98																
28	6 月 以 上 9 月 未 満	103	103	103	99																
	9 月 以 上 12 月 未 満	104	104	104	100																
	12 月 以 上	105	105	105	101																
	3 月 未 満	105	105	105	101																
29	3 月 以 上 6 月 未 満	106	106	106	102																
	6 月 以 上 9 月 未 満	107	107	107	103																
	9 月 以 上 12 月 未 満	108	108	108	104																
	12 月 以 上	109	109	109	105																
29	3 月 未 満	109	109	109																	
	3 月 以 上 6 月 未 満	110	110	110																	
	6 月 以 上 9 月 未 満	111	111	111																	
	9 月 以 上 12 月 未 満	112	112	112																	
29	12 月 以 上	113	113	113																	

30	3 月 未 満	113	113	113						
	3 月 以 上 6 月 未 満	114	114	114						
	6 月 以 上 9 月 未 満	115	115	115						
	9 月 以 上 12 月 未 満	116	116	116						
31	12 月 以 上	117	117	117						
	3 月 未 満	117	117	117						
	3 月 以 上 6 月 未 満	118	118	118						
	6 月 以 上 9 月 未 満	119	119	119						
32	9 月 以 上 12 月 未 満	120	120	120						
	12 月 以 上	121	121	121						
	3 月 未 満	121	121	121						
	3 月 以 上 6 月 未 満	122	122	122						
33	6 月 以 上 9 月 未 満	123	123	123						
	9 月 以 上 12 月 未 満	124	124	124						
	12 月 以 上	125	125	125						
	3 月 未 満	125	125	125						
34	3 月 以 上 6 月 未 満	126	126	126						
	6 月 以 上 9 月 未 満	127	127	127						
	9 月 以 上 12 月 未 満	128	128	128						
	12 月 以 上	129	129	129						
	3 月 未 満	129	129	129						
	3 月 以 上 6 月 未 満	130	130	130						
	6 月 以 上 9 月 未 満	131	131	131						
	9 月 以 上 12 月 未 満	132	132	132						
	12 月 以 上	133	133	133						

35	3 月 未 満	133	133						
	3 月以上 6 月未満	134	134						
	6 月以上 9 月未満	135	135						
	9 月以上 12 月未満	136	136						
36	12 月 以 上	137	137						
	3 月 未 満	137	137						
	3 月以上 6 月未満	138	138						
	6 月以上 9 月未満	139	139						
37	9 月以上 12 月未満	140	140						
	12 月 以 上	141	141						
	3 月 未 満	141	141						
	3 月以上 6 月未満	142	142						
38	6 月以上 9 月未満	143	143						
	9 月以上 12 月未満	144	144						
	12 月 以 上	145	145						
	3 月 未 満	145	145						
39	3 月以上 6 月未満	146	146						
	6 月以上 9 月未満	147	147						
	9 月以上 12 月未満	148	148						
	12 月 以 上	149	149						
	3 月 未 満	149							
	3 月以上 6 月未満	150							
	6 月以上 9 月未満	151							
	9 月以上 12 月未満	152							
	12 月 以 上	153							

40	3 月 未 満	153						
	3 月 以 上 6 月 未 満	154						
	6 月 以 上 9 月 未 満	155						
	9 月 以 上 12 月 未 満	156						
41	12 月 以 上	157						
	3 月 未 満	157						
	3 月 以 上 6 月 未 満	158						
	6 月 以 上 9 月 未 満	159						
	9 月 以 上 12 月 未 満	160						
	12 月 以 上	161						

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第百五号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に改める。

第十二条の四第二項第一号中「五万二百円」を「五万円」に改める。

第十八条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に、「六月に支給する場合には」を、「百分の四十五」の下に、「十二月に支給する場合には百分の四十（特別管理学校職員にあつては、百分の五十）」を加える。

7 級	8 級	9 級	10 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
274,700	295,800	329,200	366,700
283,900	305,800	341,200	378,700
293,300	315,800	353,000	390,900
303,100	326,100	364,800	403,000
312,800	336,500	376,300	415,300
322,600	346,800	387,700	427,200
332,500	356,600	399,100	439,000
342,100	366,100	410,700	450,200
351,500	375,400	422,100	461,200
360,700	384,700	432,800	471,800
369,700	394,000	442,500	481,300
378,300	403,200	451,900	490,000
386,700	411,800	459,600	497,400
393,700	419,700	466,000	504,200
399,200	425,500	472,400	508,600
403,900	431,100	476,900	
408,100	434,900	481,200	
411,500	438,500	485,300	
415,200	442,400		
418,700	446,000		
422,200	449,600		
425,700			
308,700	330,200	364,600	399,000

第十九条中「あつた場合」の下に「（人事委員会の定める場合を除く。）」を加える。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職員 以外の 学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400
	20			293,400	345,200	365,200	401,800
	21			295,200	347,400	367,700	405,200
	22			297,200	349,700	370,200	408,500
	23			299,100	351,900	372,700	411,900
	24			301,100	354,100	375,300	415,300
	25			303,000	356,500	377,800	
	26			304,800	358,700	380,400	
	27			306,700	361,000		
	28			308,700	363,200		
	29			310,600			
	30			312,500			
	31			314,400			
32			316,200				
再任用 学校職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。

別表第二 海 事 職 給 料 表 (第五条関係)

学校職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 学校職員 以外の 学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	249,600	299,800	327,300	364,400
	2	160,900	213,700	258,300	313,200	338,500	377,600
	3	170,200	222,000	267,300	325,900	349,700	390,700
	4	179,600	230,500	277,300	336,900	360,800	407,300
	5	189,300	238,100	290,700	348,000	371,900	424,400
	6	199,500	245,700	304,000	359,000	382,700	441,000
	7	210,100	253,100	316,600	370,000	396,400	452,900
	8	216,400	260,000	325,000	380,800	410,000	464,300
	9	222,500	267,600	333,400	391,400	423,100	475,000
	10	227,000	274,800	341,700	402,000	432,300	485,500
	11	230,600	281,800	349,400	412,500	440,900	495,600
	12	234,300	287,800	356,900	420,800	449,200	504,000
	13	237,900	293,500	364,200	427,600	457,200	511,000
	14	241,700	299,200	371,000	434,300	463,600	516,800
	15	244,900	303,700	377,800	440,900	468,500	522,300
	16	248,100	308,200	384,100	445,200	472,500	527,100
	17	251,300	312,400	390,000	448,300	476,300	530,900
	18	254,400	315,400	392,900	451,600	480,000	534,700
	19	256,200	318,300	395,800	455,000	483,800	538,500
	20			398,300	458,300	487,400	542,400
	21			401,200	461,700	491,000	
	22			403,900	465,100	494,600	
	23			406,800	468,400	498,300	
	24			409,600	471,700		
	25			412,500	475,200		
	26			415,600			
27			418,500				
再任 学校職員		219,600	249,800	288,300	339,900	365,900	404,500

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表 (第五条関係)

イ 教育職給料表 (一)

学校職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 学校職員 以外 の 学校 職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	251,900	284,800	364,700
	2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	203,900	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	211,600	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	245,300	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
	16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	320,400	381,600	457,300	495,400	
	25	323,900	384,500	460,400	498,700	
	26	327,000	387,200	463,400	502,000	
	27	330,000	390,100	466,500		
	28	332,700	392,800	469,500		
	29	334,900	395,600			
	30	336,900	398,200			
	31	339,000	401,000			
	32	341,000	403,700			
	33	343,000	406,600			
	34	344,900	409,400			
	35	346,900				
	36	349,000				
	37	351,100				
38	353,300					
特1						571,000
特2						634,000
特3						701,000
特4						780,000
特5						840,000
特6						903,000
再任 学校職員		238,800	287,200	303,200	335,300	416,400

備考 (一) この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
 (二) この表の5級の号給のうち、特1号給から特6号給までの号給は、第6条の規定に基づき人事委員会の定める職を占める学校職員のみ適用する。

ロ 教育職給料表(二)

学校職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職 員以外 の学校 職員		円	円	円	円
	1	—	—	310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
40	360,300				
再任用 学校職 員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

学校 職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	I 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
再 任 学 校 職 員 以 外 の 学 校 職 員	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
		34		434,800	
	35		438,400		
	36		440,800		
再 任 学 校 職 員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用学校 職員 以外 の 学校 職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	204,700	227,900	264,300
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500
	24		294,800	353,300	376,900	
	25		296,600	355,600	379,200	
	26		298,300	357,600	381,700	
	27		300,200	359,700	384,300	
	28		301,900	361,800		
	29			364,000		
30			366,200			
再任 用学校 職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第七条第五項を削り、同条第六項中「給料月額」を「号給」に改め、「(次項本文又は第十項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間の短縮を含む。)」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 学校職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
第七条第七項から第九項までを次のように改め、同条第十項及び第十一項を削る。

7 前項の規定により学校職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した学校職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

8 五十五歳を超える学校職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

9 学校職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第七条第十二項中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、学校職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第七条第十三項を同条第十二項とする。

第十二条の二の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第一項中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に改め、同条第二項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項各号を次のように改める。

一 一級地 百分の十八

二 二級地 百分の十五

三 三級地 百分の十二

四 四級地 百分の十

五 五級地 百分の六

六 六級地 百分の三

第十二条の二第三項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第十三条第二項第三号中「一箇月当たりの運賃等相当額と」を「当該合計額と」に改める。

第十四条の二第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十八条第二項中「(行政職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの学校職員のうち、人事委員会規則で定める学校職員に限る。第十八条の四において「特別管理学校職員」という。)にあつては、六月に支給する場においては百分の百二十、十二月に支給する場においては百分の百四十を乗じて得た額)」を削り、同条第三項中「と、」百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」を削り、同条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第五項中「四級」を「三級」に、「調整手当」を「地域手当」に改め、「(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある学校職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」を削る。

第十八条の四第二項第一号中「調整手当」を「地域手当」に、「百分の七十五(特別管理学校職員にあつては、百分の九十五)」を「百分の七十二・五」に改め、同項第二号中「(特別管理学校職員にあつては、百分の四十五)」及び「(特別管理学校職員にあつては、百分の五十)」を削り、同条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十条第一項、第二十一条の二第二項から第五項まで、第二十三条第一項及び第二項並びに附則第二項及び第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学区 の分	職務 の級	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	給	134,000 円	183,800 円	221,100 円	262,300 円	289,700 円	321,100 円
2	給	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400
3	給	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700
4	給	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000
5	給	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300
6	給	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500
7	給	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700
8	給	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900
9	給	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200
10	給	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400
11	給	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600
12	給	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800
13	給	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800
14	給	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900
15	給	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000
16	給	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100
17	給	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300
18	給	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300
19	給	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300
20	給	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300
21	給	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400
22	給	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400
23	給	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400
24	給	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400
25	給	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500
26	給	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500
27	給	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500
28	給	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500
29	給	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500

30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800

再任用
以外
の
職員

67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800	
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500	
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200	
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700	
86	240,100	296,400	345,300	386,800		
87	240,800	296,800	345,800	387,400		
88	241,500	297,200	346,300	388,000		
89	242,300	297,500	346,700	388,700		
90	242,800	297,900	347,200	389,300		
91	243,300	298,300	347,700	389,900		
92	243,800	298,700	348,200	390,500		
93	244,100	298,900	348,500	391,200		
94		299,300	349,000			
95		299,700	349,500			
96		300,100	350,000			
97		300,300	350,300			
98		300,700	350,800			
99		301,100	351,300			
100		301,500	351,800			
101		301,700	352,100			
102		302,100	352,500			
103		302,500	352,900			

再任用 学校職員	104	302,900	353,300			
	105	303,100	353,800			
	106	303,500	354,200			
	107	303,900	354,600			
	108	304,300	355,000			
	109	304,500	355,500			
	110	304,900	355,900			
	111	305,300	356,300			
	112	305,700	356,700			
	113	305,900	357,200			
	114	306,300				
	115	306,700				
	116	307,100				
	117	307,300				
	118	307,600				
	119	307,900				
	120	308,200				
	121	308,600				
	122	308,900				
	123	309,200				
	124	309,500				
	125	309,900				
		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000
						321,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校 職 の 分	職 務 の 級 号 給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	1	160,900	213,700	258,300	313,600	356,300	419,600
	2	163,200	215,800	260,100	316,100	358,800	422,200
	3	165,500	217,900	261,900	318,600	361,300	424,800
	4	167,800	220,000	263,700	321,100	363,800	427,400
	5	170,200	222,000	265,300	323,600	366,300	429,900
	6	172,600	224,100	267,300	326,100	369,500	432,400
	7	175,000	226,200	269,300	328,600	372,700	434,900
	8	177,400	228,300	271,300	331,100	375,900	437,400
	9	179,600	230,500	273,400	333,600	378,900	439,800
	10	182,000	232,400	276,200	336,100	382,000	442,200
	11	184,400	234,300	279,000	338,600	385,100	444,600
	12	186,800	236,200	281,800	341,100	388,200	447,000
	13	189,300	238,100	284,700	343,600	391,200	449,300
	14	191,900	240,000	287,600	346,100	394,000	451,700
	15	194,500	241,900	290,500	348,600	396,800	454,100
	16	197,100	243,800	293,400	351,100	399,600	456,500
	17	199,500	245,700	296,200	353,600	402,500	458,800
	18	202,200	247,600	298,900	356,100	404,600	461,100
	19	204,900	249,500	301,600	358,600	406,700	463,400
	20	207,600	251,400	304,300	361,100	408,800	465,700
	21	210,100	253,100	306,900	363,600	410,700	468,100
	22	211,700	254,800	308,800	366,000	412,700	469,900
	23	213,300	256,500	310,700	368,400	414,700	471,700
	24	214,900	258,200	312,600	370,800	416,700	473,500
	25	216,400	260,000	314,400	373,300	418,500	475,400
	26	217,900	261,900	316,300	375,700	420,300	476,800
	27	219,400	263,800	318,200	378,100	422,100	478,200
	28	220,900	265,700	320,100	380,500	423,900	479,600
	29	222,500	267,600	321,800	382,700	425,500	481,100

30	223,600	269,400	323,600	384,900	427,200	482,300
31	224,700	271,200	325,400	387,100	428,900	483,500
32	225,800	273,000	327,200	389,300	430,600	484,700
33	227,000	274,800	328,800	391,400	432,200	485,700
34	227,900	276,600	330,400	393,200	433,500	486,800
35	228,800	278,400	332,000	395,000	434,800	487,900
36	229,700	280,200	333,600	396,800	436,100	489,000
37	230,600	281,800	335,300	398,700	437,500	490,000
38	231,500	283,300	336,900	400,200	438,500	490,900
39	232,400	284,800	338,500	401,700	439,500	491,800
40	233,300	286,300	340,100	403,200	440,500	492,700
41	234,300	287,800	341,600	404,500	441,400	493,600
42	235,200	289,200	343,100	405,900	442,200	494,300
43	236,100	290,600	344,600	407,300	443,000	495,000
44	237,000	292,000	346,100	408,700	443,800	495,700
45	237,900	293,500	347,700	410,200	444,500	496,300
46	238,900	294,900	349,100	411,600	445,200	497,000
47	239,900	296,300	350,500	413,000	445,900	497,700
48	240,900	297,700	351,900	414,400	446,600	498,400
49	241,700	299,200	353,200	415,800	447,300	499,000
50	242,500	300,300	354,700	416,700	448,000	499,700
51	243,300	301,400	356,200	417,600	448,700	500,400
52	244,100	302,500	357,700	418,500	449,400	501,100
53	244,900	303,700	359,100	419,200	450,100	501,700
54	245,700	304,800	360,500	419,800	450,800	502,400
55	246,500	305,900	361,900	420,400	451,500	503,100
56	247,300	307,000	363,300	421,000	452,200	503,800
57	248,100	308,200	364,500	421,600	452,900	504,400
58	248,900	309,300	365,800	422,200	453,600	
59	249,700	310,400	367,100	422,800	454,300	
60	250,500	311,500	368,400	423,400	455,000	
61	251,300	312,400	369,600	424,000	455,600	
62	252,100	313,200	370,200	424,600	456,300	
63	252,900	314,000	370,800	425,200	457,000	
64	253,700	314,800	371,400	425,800	457,700	
65	254,400	315,400	371,800	426,400	458,200	
66	254,900	316,100	372,300	427,000	458,900	

再任用
学校職
員以外
の
学
校
職
員

67	255,400	316,800	372,800	427,600	459,600
68	255,900	317,500	373,300	428,200	460,300
69	256,200	318,300	373,900	428,900	460,800
70			374,400	429,500	461,500
71			374,900	430,100	462,200
72			375,400	430,700	462,900
73			376,000	431,400	463,400
74			376,500	432,000	
75			377,000	432,600	
76			377,500	433,200	
77			378,100	433,900	
78			378,600	434,600	
79			379,100	435,300	
80			379,600	436,000	
81			380,200	436,500	
82			380,700	437,200	
83			381,200	437,900	
84			381,700	438,600	
85			382,300	439,100	
86			382,800	439,800	
87			383,300	440,500	
88			383,800	441,200	
89			384,400	441,700	
90			384,900		
91			385,400		
92			385,900		
93			386,500		
94			387,000		
95			387,500		
96			388,000		
97			388,600		
98			389,100		
99			389,600		
100			390,100		
101			390,700		

再任用 用校職 員	219,600	249,800	284,200	326,400	356,300	404,500
-----------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士
その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校 職の 区分	職 務 の 級 の 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400

28	198,800	250,700	388,900	475,100
29	200,300	253,600	390,800	476,900
30	202,000	256,300	392,800	478,600
31	203,700	259,000	394,800	480,300
32	205,400	261,700	396,800	482,000
33	207,000	264,400	398,700	483,700
34	208,800	267,100	400,500	484,700
35	210,600	269,800	402,300	485,700
36	212,400	272,500	404,100	486,700
37	214,100	275,200	405,700	487,800
38	215,900	277,900	407,300	
39	217,700	280,600	408,900	
40	219,500	283,300	410,500	
41	221,400	285,900	412,200	
42	223,200	288,600	413,800	
43	225,000	291,300	415,400	
44	226,800	294,000	417,000	
45	228,700	296,500	418,700	
46	230,500	299,200	420,300	
47	232,300	301,900	421,900	
48	234,100	304,600	423,500	
49	235,800	307,100	425,200	
50	237,600	309,600	426,800	
51	239,400	312,100	428,400	
52	241,200	314,600	430,000	
53	242,900	317,000	431,700	
54	244,700	319,200	433,300	
55	246,500	321,400	434,900	
56	248,300	323,600	436,500	
57	250,000	325,900	438,200	
58	251,700	328,100	439,800	
59	253,400	330,300	441,400	
60	255,100	332,500	443,000	
61	256,800	334,700	444,700	
62	258,500	336,900	446,300	
63	260,200	339,100	447,900	
64	261,900	341,300	449,500	

101	309,600	402,600
102	310,700	403,700
103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500
122	324,700	421,000
123	325,200	421,500
124	325,700	422,000
125	326,300	422,400
126	326,700	422,900
127	327,100	423,400
128	327,500	423,900
129	327,800	424,300
130	328,200	424,800
131	328,600	425,300
132	329,000	425,800
133	329,200	426,200
134	329,500	426,700
135	329,800	427,200
136	330,100	427,700
137	330,500	428,100

再任用 再学職 校員	138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153	330,800 331,100 331,400 331,700 332,000 332,300 332,600 332,900 333,200 333,500 333,800 334,000 334,300 334,600 334,900 335,100	279,400	338,200	424,900
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	---------	---------

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教育職給料表(二)

学区 の 職 員 の 分	職 務 の 級 の 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
1	1	147,000	162,400	286,100	414,500
2	2	148,500	164,500	289,200	416,100
3	3	150,000	166,600	292,300	417,700
4	4	151,500	168,700	295,400	419,300
5	5	153,100	170,700	298,400	421,000
6	6	154,900	172,900	301,500	422,600
7	7	156,700	175,100	304,600	424,200
8	8	158,500	177,300	307,700	425,800
9	9	160,300	179,600	310,700	427,300
10	10	162,300	182,300	313,600	428,700
11	11	164,300	185,000	316,500	430,100
12	12	166,300	187,700	319,400	431,500
13	13	168,200	190,500	322,300	432,900
14	14	170,400	192,200	324,600	434,300
15	15	172,600	193,900	326,900	435,700
16	16	174,800	195,600	329,200	437,100
17	17	177,100	197,400	331,500	438,400
18	18	179,600	199,100	333,800	439,800
19	19	182,100	200,800	336,100	441,200
20	20	184,600	202,500	338,400	442,600
21	21	187,100	204,300	340,700	443,900
22	22	188,800	206,200	343,000	445,300
23	23	190,500	208,100	345,300	446,700
24	24	192,200	210,000	347,600	448,100
25	25	193,700	211,700	349,800	449,400
26	26	195,300	213,700	351,700	450,700
27	27	196,900	215,700	353,600	452,000
28	28	198,500	217,700	355,500	453,300
29	29	200,200	219,600	357,400	454,600

30	201,900	222,300	359,300	455,800
31	203,600	225,000	361,200	457,000
32	205,300	227,700	363,100	458,200
33	206,800	230,500	364,900	459,400
34	208,500	233,400	366,700	460,300
35	210,200	236,300	368,500	461,200
36	211,900	239,200	370,300	462,100
37	213,500	242,000	372,200	463,000
38	215,200	244,900	373,800	
39	216,900	247,800	375,400	
40	218,600	250,700	377,000	
41	220,400	253,600	378,700	
42	222,200	256,300	380,300	
43	224,000	259,000	381,900	
44	225,800	261,700	383,500	
45	227,700	264,400	385,100	
46	229,500	267,100	386,700	
47	231,300	269,800	388,300	
48	233,100	272,500	389,900	
49	234,900	275,200	391,400	
50	236,700	277,900	392,900	
51	238,500	280,600	394,400	
52	240,300	283,300	395,900	
53	241,900	285,900	397,500	
54	243,700	288,600	398,900	
55	245,500	291,300	400,300	
56	247,300	294,000	401,700	
57	249,000	296,500	403,200	
58	250,600	299,200	404,600	
59	252,200	301,900	406,000	
60	253,800	304,600	407,400	
61	255,500	307,100	408,700	
62	257,100	309,600	410,100	
63	258,700	312,100	411,500	
64	260,300	314,600	412,900	
65	261,800	317,000	414,100	
66	263,400	319,200	415,300	

67	265,000	321,400	416,500
68	266,600	323,600	417,700
69	268,300	325,900	418,800
70	269,800	328,100	420,000
71	271,300	330,300	421,200
72	272,800	332,500	422,400
73	274,100	334,700	423,400
74	275,400	336,900	424,200
75	276,700	339,100	425,000
76	278,000	341,300	425,800
77	279,400	343,300	426,700
78	280,600	345,200	427,500
79	281,800	347,100	428,300
80	283,000	349,000	429,100
81	284,300	350,800	429,900
82	285,500	352,600	430,600
83	286,700	354,400	431,300
84	287,900	356,200	432,000
85	289,000	357,900	432,700
86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	
95	298,100	373,000	
96	298,900	374,300	
97	299,800	375,700	
98	300,600	376,800	
99	301,400	377,900	
100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200	
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	

再任
用職員
以外の
外職
の
学
校
員

104	304,600	383,500
105	305,100	384,500
106	305,500	385,500
107	305,900	386,500
108	306,300	387,500
109	306,500	388,400
110	306,900	389,400
111	307,300	390,400
112	307,700	391,400
113	307,900	392,200
114	308,200	393,100
115	308,500	394,000
116	308,800	394,900
117	309,100	395,900
118	309,400	396,700
119	309,700	397,500
120	310,000	398,300
121	310,200	399,100
122	310,500	399,900
123	310,800	400,700
124	311,100	401,500
125	311,300	402,200
126		402,900
127		403,600
128		404,300
129		405,100
130		405,800
131		406,500
132		407,200
133		407,700
134		408,300
135		408,900
136		409,500
137		409,900
138		410,500
139		411,100
140		411,700

再任用 学校職員	141 142 143 144 145 146 147 148 149	226,400	412,100 412,700 413,300 413,900 414,300 414,900 415,500 416,100 416,500	276,000	331,300	414,600
-------------	-------------------------------------------------------------	---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	---------	---------

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学区 の 分	職務 の 級	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	給	138,600 円	176,100 円	211,800 円	240,400 円	280,200 円
2	給	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400
3	給	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600
4	給	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800
5	給	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000
6	給	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200
7	給	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400
8	給	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600
9	給	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700
10	給	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900
11	給	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100
12	給	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300
13	給	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600
14	給	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700
15	給	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800
16	給	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900
17	給	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100
18	給	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200
19	給	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300
20	給	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400
21	給	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600
22	給	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600
23	給	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600
24	給	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600
25	給	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700
26	給	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700
27	給	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700
28	給	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700
29	給	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700

67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000
86		293,100	330,600	352,700	
87		293,400	331,000	353,100	
88		293,700	331,400	353,500	
89		294,100	331,900	354,000	
90		294,400	332,300	354,400	
91		294,700	332,700	354,800	
92		295,000	333,100	355,200	
93		295,400	333,600	355,700	
94		295,700	334,000	356,100	
95		296,000	334,400	356,500	
96		296,300	334,800	356,900	
97		296,700	335,000	357,400	
98		297,000	335,400	357,800	
99		297,300	335,800	358,200	
100		297,600	336,200	358,600	
101		298,000	336,400	359,100	
102		298,300	336,800	359,500	
103		298,600	337,200	359,900	

	104		298,900	337,600	360,300	
	105		299,200	337,800	360,800	
	106			338,200		
	107			338,600		
	108			339,000		
	109			339,200		
	110			339,600		
	111			340,000		
	112			340,400		
	113			340,600		
再任 用学 校職 員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、
技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十八条第三項及び第十八条の四第二項の改正規定並びに次項、附則第六項から第八項まで及び第十九項の規定 規則で定める日

二 第二条の規定並びに附則第九項から第十八項まで、第二十項及び第二十一項の規定 平成十八年四月一日

2 第一条の規定（給与条例第十八条第三項及び第十八条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成十七年十二月一日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた学校職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

4 施行日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5 前二項の規定の適用については、学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例、一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十一年山口県条例第三十九号。附則第十三項において「平成十一年改正条例」という。）附則第八項若しくは第九項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年山口県条例第五十九号。附則第十三項において「平成十五年改正条例」という。）附則第七項若しくは第八項及びこれらに基づく規程に従って定められたものでなければならない。

（平成十七年十二月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

6 平成十七年十二月に支給する勤勉手当の額は、第一条の規定による改正後の給与条例第十八条の四第二項から第四項まで若しくは第二十一条の二第一項、第二項若しくは第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会の定める学校職員にあっては、第一号に掲げる額）に相当する額を減じた額（以下この項において「支給額」という。）とする。この場合において、附則第八項の規定により勤勉手当の内払とみなされる額（以下この項において「みなし内払額」という。）が支給額を超えるときは、当該みなし内払額を支給額とみなす。

一 平成十七年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに学校職員となった者（同年四月一日に在職していた学校職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、その新たに学校職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会の定める日））において学校職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（給与条例第十四条第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）及びへき地手当（給与条例第十四条の三及び第十四条の四の規定による手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号。附則第十七項において「給与特別措置条例」という。）第三条第一項に規定する教職調整額の月額に百分の〇・一二を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・一二を乗じて得た額

三 第一条の規定による改正前の給与条例の規定により平成十七年十二月に支給される期末手当の額及び基準額の合計額に百分の〇・一二を乗じて得た額

7 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける者その他の人事委員会の定める者であった者から引き続き新たに学校職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける者その他の人事委員会の定める者との権衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び人事委員会の定める額の合計額」とする。

（勤勉手当の内払）

8 学校職員が、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて、平成十七年十二月に支給を受けた勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(特定の職務の級の切替え)

9 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であった学校職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

10 切替日の前日において給与条例別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた学校職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する学校職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める学校職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額切替え)

11 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた学校職員の切替日における号給は、人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

12 切替日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

13 附則第九項から前項までの規定の適用については、学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第二条の規定による改正前の給与条例、附則第二十項の規定による改正前の平成十一年改正条例附則第八項若しくは第九項又は附則第二十一項の規定による改正前の平成十五年改正条例附則第七項若しくは第八項及びこれらに基づく規程に従って定められたものでなければならない。(号給の切替えに伴う経過措置)

14 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる学校職員（人事委員会の定める学校職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

15 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（前項に規定する学校職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

16 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

17 前項の規定による給料を支給される学校職員に関する給与条例第十条第二項、第十条の二第二項、第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項並びに給与特別措置条例第三条第一項の規定の適用については、給与条例第十条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第百五号。以下「平成十七年改正条例」という。）附則第十四項から第十六項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十条の二第二項、第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項並びに給与特別措置条例第三条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十七年改正条例附則第十四項から第十六項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成二十二年三月三十一日までの間における給与条例の適用に関する特例）

18 平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条の二第二項第一号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項第二号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項第三号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

附則別表第一 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級

- 19 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。
- (人事委員会への委任)
- 20 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十一年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
 附則第八項及び第九項を削り、附則第十項を附則第八項とし、附則第十一項から第十四項までを二項ずつ繰り上げる。
- 21 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。
 附則第七項及び第八項を削り、附則第九項を附則第七項とする。

第十二条の二第二項第四号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項第五号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十二条の二第二項第六号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

附則別表第二 号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける学校職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	新号給									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
1	3 月 未 満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
2	12 月 以 上			5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
3	9 月以上12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月 以 上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月 未 満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
4	6 月以上9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月 以 上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月 未 満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月以上6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1

	12 月 以 上	13	37	17	13	21	9	5	1
	3 月 未 満	13	37	17	13	21	9	5	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	38	18	14	22	10	6	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	39	19	15	23	11	7	3
5	9 月 以 上 12 月 未 満	16	40	20	16	24	12	8	4
	12 月 以 上	17	41	21	17	25	13	9	5
	3 月 未 満	17	41	21	17	25	13	9	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	42	22	18	26	14	10	6
6	6 月 以 上 9 月 未 満	19	43	23	19	27	15	11	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	20	44	24	20	28	16	12	8
	12 月 以 上	21	45	25	21	29	17	13	9
	3 月 未 満	21	45	25	21	29	17	13	9
7	3 月 以 上 6 月 未 満	22	46	26	22	30	18	14	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	23	47	27	23	31	19	15	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	48	28	24	32	20	16	12
	12 月 以 上	25	49	29	25	33	21	17	13
8	3 月 未 満	25	49	29	25	33	21	17	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	26	50	30	26	34	22	18	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	51	31	27	35	23	19	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	52	32	28	36	24	20	16
9	12 月 以 上	29	53	33	29	37	25	21	17
	3 月 未 満	29	53	33	29	37	25	21	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	29	54	34	30	38	26	22	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	30	55	35	31	39	27	23	19
9	9 月 以 上 12 月 未 満	30	56	36	32	40	28	24	20

10	12 月 以 上	31	57	37	33	41	29	25	21
	3 月 未 満	31	57	37	33	41	29	25	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	31	58	38	34	42	30	26	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	32	59	39	35	43	31	27	23
11	9 月 以 上 12 月 未 満	32	60	40	36	44	32	28	24
	12 月 以 上	33	61	41	37	45	33	29	25
	3 月 未 満	33	61	41	37	45	33	29	25
	3 月 以 上 6 月 未 満	33	62	42	38	46	34	30	26
12	6 月 以 上 9 月 未 満	33	63	43	39	47	35	31	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	34	64	44	40	48	36	32	28
	12 月 以 上	34	65	45	41	49	37	33	29
	3 月 未 満	34	65	45	41	49	37	33	29
13	3 月 以 上 6 月 未 満	34	66	46	42	50	38	34	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	67	47	43	51	39	35	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	35	68	48	44	52	40	36	32
	12 月 以 上	35	69	49	45	53	41	37	33
14	3 月 未 満	35	69	49	45	53	41	37	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	36	70	50	46	54	42	38	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	36	71	51	47	55	43	39	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	72	52	48	56	44	40	36
14	12 月 以 上	37	73	53	49	57	45	41	37
	3 月 未 満	37	73	53	49	57	45	41	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	37	74	54	49	58	46	42	38
	6 月 以 上 9 月 未 満	37	75	55	50	59	47	43	39
14	9 月 以 上 12 月 未 満	37	76	56	50	60	48	44	40

15	12 月 以 上	38	77	57	51	61	49	45	41
	3 月 未 満	38	77	57	51	61	49	45	41
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	78	58	51	62	50	46	42
	6 月 以 上 9 月 未 満	38	79	59	52	63	51	47	43
16	9 月 以 上 12 月 未 満	38	80	60	52	64	52	48	44
	12 月 以 上	39	81	61	53	65	53	49	45
	3 月 未 満	39	81	61	53	65	53	49	45
	3 月 以 上 6 月 未 満	39	82	62	54	66	54	50	46
17	6 月 以 上 9 月 未 満	39	83	63	55	67	55	51	47
	9 月 以 上 12 月 未 満	39	84	64	56	68	56	52	48
	12 月 以 上	40	85	65	57	69	57	53	49
	3 月 未 満	85	65	57	69	57	53	49	
18	3 月 以 上 6 月 未 満	86	66	57	70	58	54	50	
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	67	58	71	59	55	51	
	9 月 以 上 12 月 未 満	88	68	58	72	60	56	52	
	12 月 以 上	89	69	59	73	61	57	53	
19	3 月 未 満	89	69	59	73	61	57	53	
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	70	59	74	62	58	54	
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	71	60	75	63	59	55	
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	72	60	76	64	60	56	
19	12 月 以 上	93	73	61	77	65	61	57	
	3 月 未 満	93	73	61	77	65	61	57	
	3 月 以 上 6 月 未 満	93	74	61	78	66	62	58	
	6 月 以 上 9 月 未 満	93	75	61	79	67	63	59	
19	9 月 以 上 12 月 未 満	93	76	62	80	68	64	60	

20	12 月 以 上	93	77	62	81	69	65	61
	3 月 未 満		77	62	81	69	65	61
	3 月 以 上 6 月 未 満		78	62	82	70	66	62
	6 月 以 上 9 月 未 満		79	63	83	71	67	63
21	9 月 以 上 12 月 未 満		80	63	84	72	68	64
	12 月 以 上		81	63	85	73	69	65
	3 月 未 満		81	63	85	73	69	65
	3 月 以 上 6 月 未 満		82	64	86	74	70	66
22	6 月 以 上 9 月 未 満		83	64	87	75	71	67
	9 月 以 上 12 月 未 満		84	64	88	76	72	68
	12 月 以 上		85	65	89	77	73	69
	3 月 未 満		85	65	89	77	73	
23	3 月 以 上 6 月 未 満		86	65	90	78	74	
	6 月 以 上 9 月 未 満		87	66	91	79	75	
	9 月 以 上 12 月 未 満		88	66	92	80	76	
	12 月 以 上		89	67	93	81	77	
24	3 月 未 満		89	67	93	81		
	3 月 以 上 6 月 未 満		90	67	94	82		
	6 月 以 上 9 月 未 満		91	68	95	83		
	9 月 以 上 12 月 未 満		92	68	96	84		
24	12 月 以 上		93	69	97	85		
	3 月 未 満		93	69	97	85		
	3 月 以 上 6 月 未 満		94	70	98	86		
	6 月 以 上 9 月 未 満		95	71	99	87		
24	9 月 以 上 12 月 未 満		96	72	100	88		

25	12 月 以 上		97	73	101	89		
	3 月 未 満		97	73	101			
	3 月 以 上 6 月 未 満		98	73	102			
25	6 月 以 上 9 月 未 満		99	74	103			
	9 月 以 上 12 月 未 満		100	74	104			
	12 月 以 上		101	75	105			
26	3 月 未 満		101	75	105			
	3 月 以 上 6 月 未 満		102	75	106			
	6 月 以 上 9 月 未 満		103	76	107			
26	9 月 以 上 12 月 未 満		104	76	108			
	12 月 以 上		105	77	109			
	3 月 未 満		105	77				
27	3 月 以 上 6 月 未 満		106	78				
	6 月 以 上 9 月 未 満		107	79				
	9 月 以 上 12 月 未 満		108	80				
28	12 月 以 上		109	81				
	3 月 未 満		109	81				
	3 月 以 上 6 月 未 満		110	82				
28	6 月 以 上 9 月 未 満		111	83				
	9 月 以 上 12 月 未 満		112	84				
	12 月 以 上		113	85				
29	3 月 未 満		113					
	3 月 以 上 6 月 未 満		114					
	6 月 以 上 9 月 未 満		115					
29	9 月 以 上 12 月 未 満		116					

	12 月 以 上		117						
	3 月 未 満		117						
	3 月 以 上 6 月 未 満		118						
30	6 月 以 上 9 月 未 満		119						
	9 月 以 上 12 月 未 満		120						
	12 月 以 上		121						
	3 月 未 満		121						
	3 月 以 上 6 月 未 満		122						
31	6 月 以 上 9 月 未 満		123						
	9 月 以 上 12 月 未 満		124						
	12 月 以 上		125						
	3 月 未 満		125						
	3 月 以 上 6 月 未 満		125						
	6 月 以 上 9 月 未 満		125						
32	9 月 以 上 12 月 未 満		125						
	12 月 以 上		125						

ロ 海事職給料表の適用を受ける学校職員の新号給

旧号給	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間							
1	3 月 未 満				1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満				1	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満				1	1	1	1
1	9 月 以 上 12 月 未 満				1	1	1	1
	12 月 以 上				1	1	1	1
	3 月 未 満	1	1	1	1	1	1	1
2	3 月 以 上 6 月 未 満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	4	4	4	1	1	1	1
2	12 月 以 上	5	5	5	1	1	1	1
	3 月 未 満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	6	6	6	2	1	1	1
3	6 月 以 上 9 月 未 満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	8	8	8	4	1	1	1
	12 月 以 上	9	9	9	5	1	1	1
3	3 月 未 満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	10	10	10	6	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	11	11	11	7	1	1	1
4	9 月 以 上 12 月 未 満	12	12	12	8	1	1	1
	12 月 以 上	13	13	13	9	1	1	1
	12 月 以 上	13	13	13	9	1	1	1

5	3 月 未 満	13	13	13	9	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14	14	10	2	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15	15	11	3	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16	16	12	4	1
6	12 月 以 上	17	17	17	13	5	1
	3 月 未 満	17	17	17	13	5	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18	18	14	6	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19	19	15	7	3
7	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20	20	16	8	4
	12 月 以 上	21	21	21	17	9	5
	3 月 未 満	21	21	21	17	9	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	22	22	18	10	6
8	6 月 以 上 9 月 未 満	23	23	23	19	11	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	24	24	20	12	8
	12 月 以 上	25	25	25	21	13	9
	3 月 未 満	25	25	25	21	13	9
9	3 月 以 上 6 月 未 満	26	26	26	22	14	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	27	27	23	15	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	28	28	24	16	12
	12 月 以 上	29	29	29	25	17	13
9	3 月 未 満	29	29	29	25	17	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	30	30	26	18	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	31	31	27	19	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	32	32	28	20	16
12 月 以 上	33	33	33	29	21	17	

10	3 月 未 満	33	33	33	29	21	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	34	34	30	22	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	35	35	31	23	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	36	36	32	24	20
11	12 月 以 上	37	37	37	33	25	21
	3 月 未 満	37	37	37	33	25	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	38	38	34	26	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	39	39	39	35	27	23
12	9 月 以 上 12 月 未 満	40	40	40	36	28	24
	12 月 以 上	41	41	41	37	29	25
	3 月 未 満	41	41	41	37	29	25
	3 月 以 上 6 月 未 満	42	42	42	38	30	26
13	6 月 以 上 9 月 未 満	43	43	43	39	31	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	44	44	40	32	28
	12 月 以 上	45	45	45	41	33	29
	3 月 未 満	45	45	45	41	33	29
14	3 月 以 上 6 月 未 満	46	46	46	42	34	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	47	47	43	35	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	48	48	44	36	32
	12 月 以 上	49	49	49	45	37	33
14	3 月 未 満	49	49	49	45	37	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	50	50	46	38	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	51	51	47	39	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	52	52	48	40	36
14	12 月 以 上	53	53	53	49	41	37

15	3 月 未 満	53	53	53	49	41	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	54	54	50	42	38
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	55	55	51	43	39
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	56	56	52	44	40
16	12 月 以 上	57	57	57	53	45	41
	3 月 未 満	57	57	57	53	45	41
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	58	58	54	46	42
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	59	59	55	47	43
17	9 月 以 上 12 月 未 満	60	60	60	56	48	44
	12 月 以 上	61	61	61	57	49	45
	3 月 未 満	61	61	61	57	49	45
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	62	62	58	50	46
18	6 月 以 上 9 月 未 満	63	63	63	59	51	47
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	64	64	60	52	48
	12 月 以 上	65	65	65	61	53	49
	3 月 未 満	65	65	65	61	53	49
19	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	66	62	54	50
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	67	63	55	51
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	68	64	56	52
	12 月 以 上	69	69	69	65	57	53
19	3 月 未 満	69	69	69	65	57	53
	3 月 以 上 6 月 未 満	69	69	70	66	58	54
	6 月 以 上 9 月 未 満	69	69	71	67	59	55
	9 月 以 上 12 月 未 満	69	69	72	68	60	56
19	12 月 以 上	69	69	73	69	61	57

20	3 月 未 満		73	69	61	57
	3 月 以 上 6 月 未 満		74	70	62	57
	6 月 以 上 9 月 未 満		75	71	63	57
	9 月 以 上 12 月 未 満		76	72	64	57
21	12 月 以 上		77	73	65	57
	3 月 未 満		77	73	65	
	3 月 以 上 6 月 未 満		78	74	66	
	6 月 以 上 9 月 未 満		79	75	67	
22	9 月 以 上 12 月 未 満		80	76	68	
	12 月 以 上		81	77	69	
	3 月 未 満		81	77	69	
	3 月 以 上 6 月 未 満		82	78	70	
23	6 月 以 上 9 月 未 満		83	79	71	
	9 月 以 上 12 月 未 満		84	80	72	
	12 月 以 上		85	81	73	
	3 月 未 満		85	81	73	
24	3 月 以 上 6 月 未 満		86	82	73	
	6 月 以 上 9 月 未 満		87	83	73	
	9 月 以 上 12 月 未 満		88	84	73	
	12 月 以 上		89	85	73	
24	3 月 未 満		89	85		
	3 月 以 上 6 月 未 満		90	86		
	6 月 以 上 9 月 未 満		91	87		
	9 月 以 上 12 月 未 満		92	88		
24	12 月 以 上		93	89		

25	3 月 未 満		93	89		
	3 月以上 6 月未満		94	89		
	6 月以上 9 月未満		95	89		
	9 月以上 12 月未満		96	89		
26	12 月 以 上		97	89		
	3 月 未 満		97			
	3 月以上 6 月未満		98			
	6 月以上 9 月未満		99			
	9 月以上 12 月未満		100			
27	12 月 以 上		101			
	3 月 未 満		101			
	3 月以上 6 月未満		101			
	6 月以上 9 月未満		101			
	9 月以上 12 月未満		101			

ハ、切替日の前日において教育職給料表(ロ)の適用を受けていた学校職員の新号給

旧号給	旧級		1級	2級	3級	4級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
2	12月以上				1	1
	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
3	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
	3月未満	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1	1
4	6月以上9月未満	7	7	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1	1
	12月以上	9	9	1	1	1
	3月未満	9	9	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1	1
	12月以上	13	13	5	1	1

5	3 月 未 満	13	13	5	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14	6	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15	7	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16	8	1
6	12 月 以 上	17	17	9	1
	3 月 未 満	17	17	9	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18	10	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19	11	3
7	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20	12	4
	12 月 以 上	21	21	13	5
	3 月 未 満	21	21	13	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	22	14	6
8	6 月 以 上 9 月 未 満	23	23	15	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	24	16	8
	12 月 以 上	25	25	17	9
	3 月 未 満	25	25	17	9
9	3 月 以 上 6 月 未 満	26	26	18	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	27	19	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	28	20	12
	12 月 以 上	29	29	21	13
9	3 月 未 満	29	29	21	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	30	22	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	31	23	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	32	24	16
9	12 月 以 上	33	33	25	17

10	3 月 未 満	33	33	25	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	34	26	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	35	27	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	36	28	20
11	12 月 以 上	37	37	29	21
	3 月 未 満	37	37	29	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	38	30	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	39	39	31	23
12	9 月 以 上 12 月 未 満	40	40	32	24
	12 月 以 上	41	41	33	25
	3 月 未 満	41	41	33	25
	3 月 以 上 6 月 未 満	42	42	34	26
13	6 月 以 上 9 月 未 満	43	43	35	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	44	36	28
	12 月 以 上	45	45	37	29
	3 月 未 満	45	45	37	29
14	3 月 以 上 6 月 未 満	46	46	38	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	47	39	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	48	40	32
	12 月 以 上	49	49	41	33
14	3 月 未 満	49	49	41	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	50	42	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	51	43	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	52	44	36
14	12 月 以 上	53	53	45	37

15	3 月 未 満	53	53	45	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	54	46	37
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	55	47	37
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	56	48	37
16	12 月 以 上	57	57	49	37
	3 月 未 満	57	57	49	
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	58	50	
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	59	51	
17	9 月 以 上 12 月 未 満	60	60	52	
	12 月 以 上	61	61	53	
	3 月 未 満	61	61	53	
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	62	54	
18	6 月 以 上 9 月 未 満	63	63	55	
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	64	56	
	12 月 以 上	65	65	57	
	3 月 未 満	65	65	57	
19	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	58	
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	59	
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	60	
	12 月 以 上	69	69	61	
19	3 月 未 満	69	69	61	
	3 月 以 上 6 月 未 満	70	70	62	
	6 月 以 上 9 月 未 満	71	71	63	
	9 月 以 上 12 月 未 満	72	72	64	
19	12 月 以 上	73	73	65	

20	3 月 未 満	73	73	65	
	3 月 以 上 6 月 未 満	74	74	66	
	6 月 以 上 9 月 未 満	75	75	67	
21	9 月 以 上 12 月 未 満	76	76	68	
	12 月 以 上	77	77	69	
	3 月 未 満	77	77	69	
22	3 月 以 上 6 月 未 満	78	78	70	
	6 月 以 上 9 月 未 満	79	79	71	
	9 月 以 上 12 月 未 満	80	80	72	
23	12 月 以 上	81	81	73	
	3 月 未 満	81	81	73	
	3 月 以 上 6 月 未 満	82	82	74	
24	6 月 以 上 9 月 未 満	83	83	75	
	9 月 以 上 12 月 未 満	84	84	76	
	12 月 以 上	85	85	77	
25	3 月 未 満	85	85	77	
	3 月 以 上 6 月 未 満	86	86	77	
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	87	77	
26	9 月 以 上 12 月 未 満	88	88	77	
	12 月 以 上	89	89	77	
	3 月 未 満	89	89	77	
27	3 月 以 上 6 月 未 満	90	90	77	
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	91	77	
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	92	77	
28	12 月 以 上	93	93	77	
	3 月 未 満	93	93	77	
	3 月 以 上 6 月 未 満	94	94	77	

25	3 月 未 満	93	93		
	3 月 以 上 6 月 未 満	94	94		
	6 月 以 上 9 月 未 満	95	95		
	9 月 以 上 12 月 未 満	96	96		
26	12 月 以 上	97	97		
	3 月 未 満	97	97		
	3 月 以 上 6 月 未 満	98	98		
	6 月 以 上 9 月 未 満	99	99		
27	9 月 以 上 12 月 未 満	100	100		
	12 月 以 上	101	101		
	3 月 未 満	101	101		
	3 月 以 上 6 月 未 満	102	102		
28	6 月 以 上 9 月 未 満	103	103		
	9 月 以 上 12 月 未 満	104	104		
	12 月 以 上	105	105		
	3 月 未 満	105	105		
29	3 月 以 上 6 月 未 満	106	106		
	6 月 以 上 9 月 未 満	107	107		
	9 月 以 上 12 月 未 満	108	108		
	12 月 以 上	109	109		
29	3 月 未 満	109	109		
	3 月 以 上 6 月 未 満	110	110		
	6 月 以 上 9 月 未 満	111	111		
	9 月 以 上 12 月 未 満	112	112		
29	12 月 以 上	113	113		

30	3 月 未 満	113	113		
	3 月 以 上 6 月 未 満	114	114		
	6 月 以 上 9 月 未 満	115	115		
	9 月 以 上 12 月 未 満	116	116		
31	12 月 以 上	117	117		
	3 月 未 満	117	117		
	3 月 以 上 6 月 未 満	118	118		
	6 月 以 上 9 月 未 満	119	119		
32	9 月 以 上 12 月 未 満	120	120		
	12 月 以 上	121	121		
	3 月 未 満	121	121		
	3 月 以 上 6 月 未 満	122	122		
33	6 月 以 上 9 月 未 満	123	123		
	9 月 以 上 12 月 未 満	124	124		
	12 月 以 上	125	125		
	3 月 未 満	125	125		
34	3 月 以 上 6 月 未 満	126	126		
	6 月 以 上 9 月 未 満	127	127		
	9 月 以 上 12 月 未 満	128	128		
	12 月 以 上	129	129		
34	3 月 未 満	129			
	3 月 以 上 6 月 未 満	130			
	6 月 以 上 9 月 未 満	131			
	9 月 以 上 12 月 未 満	132			
34	12 月 以 上	133			

35	3 月 未 満	133			
	3 月以上 6 月未満	134			
	6 月以上 9 月未満	135			
	9 月以上 12 月未満	136			
36	12 月 以 上	137			
	3 月 未 満	137			
	3 月以上 6 月未満	138			
	6 月以上 9 月未満	139			
37	9 月以上 12 月未満	140			
	12 月 以 上	141			
	3 月 未 満	141			
	3 月以上 6 月未満	142			
38	6 月以上 9 月未満	143			
	9 月以上 12 月未満	144			
	12 月 以 上	145			
	3 月 未 満	145			
39	3 月以上 6 月未満	146			
	6 月以上 9 月未満	147			
	9 月以上 12 月未満	148			
	12 月 以 上	149			
39	3 月 未 満	149			
	3 月以上 6 月未満	150			
	6 月以上 9 月未満	151			
	9 月以上 12 月未満	152			
39	12 月 以 上	153			

40	3 月 未 満	153			
	3 月 以 上・6 月 未 満	153			
	6 月 以 上・9 月 未 満	153			
	9 月 以 上・12 月 未 満	153			
	12 月 以 上	153			

ニ 切替日の前日において教育職給料表(三)の適用を受けていた学校職員の新号給

旧号給	旧級		1級	2級	3級	4級
	経過期間					
1	3 月 未 満				1	1
	3 月以上6 月未満				1	1
	6 月以上9 月未満				1	1
	9 月以上12 月未満				1	1
2	12 月 以 上				1	1
	3 月 未 満	1	1	1	1	1
	3 月以上6 月未満	2	2	1	1	1
	6 月以上9 月未満	3	3	1	1	1
3	9 月以上12 月未満	4	4	1	1	1
	12 月 以 上	5	5	1	1	1
	3 月 未 満	5	5	1	1	1
	3 月以上6 月未満	6	6	2	1	1
4	6 月以上9 月未満	7	7	3	1	1
	9 月以上12 月未満	8	8	4	1	1
	12 月 以 上	9	9	5	1	1
	3 月 未 満	9	9	5	1	1
4	3 月以上6 月未満	10	10	6	1	1
	6 月以上9 月未満	11	11	7	1	1
	9 月以上12 月未満	12	12	8	1	1
	12 月 以 上	13	13	9	1	1

5	3 月 未 満	13	13	9	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14	10	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15	11	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16	12	1
6	12 月 以 上	17	17	13	1
	3 月 未 満	17	17	13	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18	14	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19	15	3
7	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20	16	4
	12 月 以 上	21	21	17	5
	3 月 未 満	21	21	17	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	22	18	6
8	6 月 以 上 9 月 未 満	23	23	19	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	24	20	8
	12 月 以 上	25	25	21	9
	3 月 未 満	25	25	21	9
9	3 月 以 上 6 月 未 満	26	26	22	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	27	23	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	28	24	12
	12 月 以 上	29	29	25	13
9	3 月 未 満	29	29	25	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	30	26	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	31	27	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	32	28	16
9	12 月 以 上	33	33	29	17

10	3 月 未 満	33	33	29	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	34	34	30	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	35	35	31	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	36	36	32	20
11	12 月 以 上	37	37	33	21
	3 月 未 満	37	37	33	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	38	38	34	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	39	39	35	23
12	9 月 以 上 12 月 未 満	40	40	36	24
	12 月 以 上	41	41	37	25
	3 月 未 満	41	41	37	25
	3 月 以 上 6 月 未 満	42	42	38	26
13	6 月 以 上 9 月 未 満	43	43	39	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	44	40	28
	12 月 以 上	45	45	41	29
	3 月 未 満	45	45	41	29
14	3 月 以 上 6 月 未 満	46	46	42	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	47	43	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	48	44	32
	12 月 以 上	49	49	45	33
14	3 月 未 満	49	49	45	33
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	50	46	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	51	47	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	52	48	36
14	12 月 以 上	53	53	49	37

15	3 月 未 満	53	53	49	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	54	50	37
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	55	51	37
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	56	52	37
16	12 月 以 上	57	57	53	37
	3 月 未 満	57	57	53	
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	58	54	
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	59	55	
17	9 月 以 上 12 月 未 満	60	60	56	
	12 月 以 上	61	61	57	
	3 月 未 満	61	61	57	
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	62	58	
18	6 月 以 上 9 月 未 満	63	63	59	
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	64	60	
	12 月 以 上	65	65	61	
	3 月 未 満	65	65	61	
19	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	62	
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	63	
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	64	
	12 月 以 上	69	69	65	
19	3 月 未 満	69	69	65	
	3 月 以 上 6 月 未 満	70	70	66	
	6 月 以 上 9 月 未 満	71	71	67	
	9 月 以 上 12 月 未 満	72	72	68	
19	12 月 以 上	73	73	69	
	12 月 以 上	73	73	69	

20	3 月 未 満	73	73	69	
	3 月 以 上 6 月 未 満	74	74	70	
	6 月 以 上 9 月 未 満	75	75	71	
	9 月 以 上 12 月 未 満	76	76	72	
21	12 月 以 上	77	77	73	
	3 月 未 満	77	77	73	
	3 月 以 上 6 月 未 満	78	78	74	
	6 月 以 上 9 月 未 満	79	79	75	
22	9 月 以 上 12 月 未 満	80	80	76	
	12 月 以 上	81	81	77	
	3 月 未 満	81	81	77	
	3 月 以 上 6 月 未 満	82	82	78	
23	6 月 以 上 9 月 未 満	83	83	79	
	9 月 以 上 12 月 未 満	84	84	80	
	12 月 以 上	85	85	81	
	3 月 未 満	85	85	81	
24	3 月 以 上 6 月 未 満	86	86	82	
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	87	83	
	9 月 以 上 12 月 未 満	88	88	84	
	12 月 以 上	89	89	85	
24	3 月 未 満	89	89	85	
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	90	86	
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	91	87	
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	92	88	
24	12 月 以 上	93	93	89	
	12 月 以 上	93	93	89	

25	3 月 未 満	93	93	89	
	3 月 以 上 6 月 未 満	94	94	90	
	6 月 以 上 9 月 未 満	95	95	91	
	9 月 以 上 12 月 未 満	96	96	92	
26	12 月 以 上	97	97	93	
	3 月 未 満	97	97	93	
	3 月 以 上 6 月 未 満	98	98	93	
	6 月 以 上 9 月 未 満	99	99	93	
27	9 月 以 上 12 月 未 満	100	100	93	
	12 月 以 上	101	101	93	
	3 月 未 満	101	101		
	3 月 以 上 6 月 未 満	102	102		
28	6 月 以 上 9 月 未 満	103	103		
	9 月 以 上 12 月 未 満	104	104		
	12 月 以 上	105	105		
	3 月 未 満	105	105		
29	3 月 以 上 6 月 未 満	106	106		
	6 月 以 上 9 月 未 満	107	107		
	9 月 以 上 12 月 未 満	108	108		
	12 月 以 上	109	109		
29	3 月 未 満	109	109		
	3 月 以 上 6 月 未 満	110	110		
	6 月 以 上 9 月 未 満	111	111		
	9 月 以 上 12 月 未 満	112	112		
29	12 月 以 上	113	113		

30	3 月 未 満	113	113		
	3 月 以 上 6 月 未 満	114	114		
	6 月 以 上 9 月 未 満	115	115		
	9 月 以 上 12 月 未 満	116	116		
31	12 月 以 上	117	117		
	3 月 未 満	117	117		
	3 月 以 上 6 月 未 満	118	118		
	6 月 以 上 9 月 未 満	119	119		
32	9 月 以 上 12 月 未 満	120	120		
	12 月 以 上	121	121		
	3 月 未 満	121	121		
	3 月 以 上 6 月 未 満	122	122		
33	6 月 以 上 9 月 未 満	123	123		
	9 月 以 上 12 月 未 満	124	124		
	12 月 以 上	125	125		
	3 月 未 満	125	125		
34	3 月 以 上 6 月 未 満	125	126		
	6 月 以 上 9 月 未 満	125	127		
	9 月 以 上 12 月 未 満	125	128		
	12 月 以 上	125	129		
	3 月 未 満		129		
	3 月 以 上 6 月 未 満		130		
	6 月 以 上 9 月 未 満		131		
	9 月 以 上 12 月 未 満		132		
	12 月 以 上		133		

35	3 月 未 満	133		
	3 月 以 上・6 月 未 満	134		
	6 月 以 上・9 月 未 満	135		
	9 月 以 上・12 月 未 満	136		
36	12 月 以 上	137		
	3 月 未 満	137		
	3 月 以 上・6 月 未 満	138		
	6 月 以 上・9 月 未 満	139		
	9 月 以 上・12 月 未 満	140		
	12 月 以 上	141		

ホ 医療職給料表の適用を受ける学校職員の新号給

旧号給	旧級		1級	2級	3級	4級	5級
	経過期間	日数					
1	3 月 未 満				1	1	1
	3 月以上6 月未満				1	1	1
	6 月以上9 月未満				1	1	1
1	9 月以上12 月未満				1	1	1
	12 月 以 上			1	1	1	1
	3 月 未 満		1	1	1	1	1
2	3 月以上6 月未満		2	2	2	1	1
	6 月以上9 月未満		3	3	3	1	1
	9 月以上12 月未満		4	4	4	1	1
2	12 月 以 上		5	5	5	1	1
	3 月 未 満		5	5	5	1	1
	3 月以上6 月未満		6	6	6	2	1
3	6 月以上9 月未満		7	7	7	3	1
	9 月以上12 月未満		8	8	8	4	1
	12 月 以 上		9	9	9	5	1
3	3 月 未 満		9	9	9	5	1
	3 月以上6 月未満		10	10	10	6	2
	6 月以上9 月未満		11	11	11	7	3
4	9 月以上12 月未満		12	12	12	8	4
	12 月 以 上		13	13	13	9	5

5	3 月 未 満	13	13	13	9	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14	14	10	6
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15	15	11	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16	16	12	8
6	12 月 以 上	17	17	17	13	9
	3 月 未 満	17	17	17	13	9
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18	18	14	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19	19	15	11
7	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20	20	16	12
	12 月 以 上	21	21	21	17	13
	3 月 未 満	21	21	21	17	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	22	22	22	18	14
8	6 月 以 上 9 月 未 満	23	23	23	19	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	24	24	24	20	16
	12 月 以 上	25	25	25	21	17
	3 月 未 満	25	25	25	21	17
9	3 月 以 上 6 月 未 満	26	26	26	22	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	27	27	27	23	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	28	28	28	24	20
	12 月 以 上	29	29	29	25	21
9	3 月 未 満	29	29	29	25	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	30	30	30	26	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	31	31	31	27	23
	9 月 以 上 12 月 未 満	32	32	32	28	24
9	12 月 以 上	33	33	33	29	25

10	3 月 未 満	33	33	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32	28
11	12 月 以 上	37	37	37	33	29
	3 月 未 満	37	37	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31
12	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36	32
	12 月 以 上	41	41	41	37	33
	3 月 未 満	41	41	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34
13	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	40	36
	12 月 以 上	45	45	45	41	37
	3 月 未 満	45	45	45	41	37
14	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	44	40
	12 月 以 上	49	49	49	45	41
14	3 月 未 満	49	49	49	45	41
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43
	9 月以上 12 月未満	52	52	52	48	44
14	12 月 以 上	53	53	53	49	45

15	3 月 未 満	53	53	53	49	45
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	54	54	50	46
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	55	55	51	47
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	56	56	52	48
16	12 月 以 上	57	57	57	53	49
	3 月 未 満	57	57	57	53	49
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	58	58	54	50
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	59	59	55	51
17	9 月 以 上 12 月 未 満	60	60	60	56	52
	12 月 以 上	61	61	61	57	53
	3 月 未 満	61	61	61	57	53
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	62	62	58	54
18	6 月 以 上 9 月 未 満	63	63	63	59	55
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	64	64	60	56
	12 月 以 上	65	65	65	61	57
	3 月 未 満	65	65	65	61	57
19	3 月 以 上 6 月 未 満	66	66	66	62	58
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	67	67	63	59
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	68	68	64	60
	12 月 以 上	69	69	69	65	61
19	3 月 未 満	69	69	69	65	61
	3 月 以 上 6 月 未 満	70	70	70	66	62
	6 月 以 上 9 月 未 満	71	71	71	67	63
	9 月 以 上 12 月 未 満	72	72	72	68	64
19	12 月 以 上	73	73	73	69	65

20	3 月 未 満	73	73	73	69	65
	3 月 以 上 6 月 未 満	74	74	74	70	66
	6 月 以 上 9 月 未 満	75	75	75	71	67
	9 月 以 上 12 月 未 満	76	76	76	72	68
	12 月 以 上	77	77	77	73	69
21	3 月 未 満	77	77	77	73	69
	3 月 以 上 6 月 未 満	78	78	78	74	70
	6 月 以 上 9 月 未 満	79	79	79	75	71
	9 月 以 上 12 月 未 満	80	80	80	76	72
	12 月 以 上	81	81	81	77	73
22	3 月 未 満	81	81	81	77	73
	3 月 以 上 6 月 未 満	82	82	82	78	74
	6 月 以 上 9 月 未 満	83	83	83	79	75
	9 月 以 上 12 月 未 満	84	84	84	80	76
	12 月 以 上	85	85	85	81	77
23	3 月 未 満	85	85	85	81	77
	3 月 以 上 6 月 未 満	85	86	86	82	78
	6 月 以 上 9 月 未 満	85	87	87	83	79
	9 月 以 上 12 月 未 満	85	88	88	84	80
	12 月 以 上	85	89	89	85	81
24	3 月 未 満	89	89	89	85	
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	90	90	86	
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	91	91	87	
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	92	92	88	
	12 月 以 上	93	93	93	89	

25	3 月 未 満	93	93	89	
	3 月 以 上 6 月 未 満	94	94	90	
	6 月 以 上 9 月 未 満	95	95	91	
	9 月 以 上 12 月 未 満	96	96	92	
12 月 以 上	97	97	93		
26	3 月 未 満	97	97	93	
	3 月 以 上 6 月 未 満	98	98	94	
	6 月 以 上 9 月 未 満	99	99	95	
	9 月 以 上 12 月 未 満	100	100	96	
12 月 以 上	101	101	97		
27	3 月 未 満	101	101	97	
	3 月 以 上 6 月 未 満	102	102	98	
	6 月 以 上 9 月 未 満	103	103	99	
	9 月 以 上 12 月 未 満	104	104	100	
12 月 以 上	105	105	101		
28	3 月 未 満	105	105		
	3 月 以 上 6 月 未 満	105	106		
	6 月 以 上 9 月 未 満	105	107		
	9 月 以 上 12 月 未 満	105	108		
12 月 以 上	105	109			
29	3 月 未 満	109			
	3 月 以 上 6 月 未 満	110			
	6 月 以 上 9 月 未 満	111			
	9 月 以 上 12 月 未 満	112			
12 月 以 上	113				

30	3 月 未 満	113		
	3 月 以 上 6 月 未 満	113		
	6 月 以 上 9 月 未 満	113		
	9 月 以 上 12 月 未 満	113		
	12 月 以 上	113		

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十七年十二月二十七日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第六六号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例
 (一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	336,000
2	375,000
3	405,000

第六条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	399,000
2	461,000
3	524,000
4	610,000
5	711,000
6	812,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	329,000
2	367,000
3	396,000

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

第八条第二項及び第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定及び次項から附則第五項までの規定 規則で定める日

二 第二条及び第四条の規定 平成十八年四月一日

2 第一条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、平成十七年十二月一日から適用する。

（平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成十七年十二月に支給する期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」

という。) 第十六条の五第二項(第一条の規定による改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)及び第四項から第六項まで又は第十九条第一項、第二項若しくは第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額(以下この項において「支給額」という。)とする。この場合において、附則第四項の規定により期末手当の内払とみなされる額(以下この項において「みなし内払額」という。)が支給額を超えるときは、当該みなし内払額を支給額とみなす。

一 平成十七年四月一日において職員が受けるべき給料、調整手当、単身赴任手当(職員給与条例第十二条第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特勤勤務手当(職員給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。)の月額合計額に百分の〇・一二を乗じて得た額に、同年四月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当の額に百分の〇・一二を乗じて得た額

三 第一条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定及び職員給与条例の規定により平成十七年十二月に支給される期末手当の額に百分の〇・一二を乗じて得た額

(期末手当の内払)

4 職員が、この条例による改正前の任期付研究員条例の規定及び職員給与条例の規定に基づいて、平成十七年十二月に支給を受けた期末手当は、改正後の任期付研究員条例の規定及び職員給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七七号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第五条の二の見出しを「（地域手当）」に改め、同条中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で管理者が定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域」に改める。

第十七条第一項中「あつた場合」の下に「（管理者が定める場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第百八号

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第四条の三」に、「危害の防止」を「安全の確保」に、「第十一条の二」を「第十一条の四」に改め、「啓発活動」の下に「及び教育」を加え、「第十九条」を「第十九条の二」に、「第二十条」を「第十九条の三」に改める。

第一条中「条例は」の下に「、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ」を、「関し」の下に「、基本理念及び施策の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

一 消費者の安全が確保されること。

二 商品及び役務について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、及び不当な取引方法を強制されないこと。

三 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。

四 消費者の意見が消費者施策に反映されること。

五 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

第二条第一項中「県は、」の下に「前条に規定する」を加え、「施策」を「基本理念にのっとり、消費者施策」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項を削る。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(事業者の責務等)」を付し、同条を次のように改める。

第三条 事業者は、第一条の二に規定する消費者の利益の擁護及び増進に関する基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその

事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(消費者の役割等)」を付し、同条中「自ら」を「その」に、「関する」を「関して、自ら進んで、」に、「修得するとともに、」を「修得し、及び必要な情報を収集する等」に、「に努める」を「努めるとともに、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努める」に改める。

第一章中第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(基本計画)

第四条の三 知事は、消費者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき消費者施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二章の章名中「危害の防止」を「安全の確保」に改める。

第五条の見出し中「危害の防止」を「安全の確保」に改め、同条第一項中「危害を防止する」を「消費者の安全を確保する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(危害の防止に関する情報の公表)

第五条の二 知事は、事業者が供給する商品又は役務が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該商品又は役務の名称、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な事

項を公表することができる。

(危害の防止のための措置)

第五条の三 事業者は、その供給する商品又は役務が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることを知つたときは、直ちに当該商品又は役務の供給の停止その他の危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第十条第一項中「事業者の組織する団体」を「事業者団体」に改め、同条第二項中「前項の団体」を「事業者団体」に改め、同条第三項中「第一項の団体」を「事業者団体」に改める。

第十一条の二第一項中「行為」の下に「で知事が指定するもの」を加え、第五号を削り、第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 他の事業者から商品を購入し、又は役務の提供を受けることを条件又は原因として信用の供与又は保証の受託をする契約について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、又は当該契約を締結させること。

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第一条第二項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を不当に害する条項を含む契約を締結させること。

六 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について消費者との間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を要求し、又は当該債務の履行をさせること。

七 正当な理由なく契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を拒否し、又は遅延させること。

第十一条の二中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第二章中第十一条の二の次に次の二条を加える。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十一条の三 知事は、事業者が不当な取引方法（前条第一項第二号に掲げる行為に限る。）を行っているか否かを判断するため、当該事業者が、商品の種類及びその性能若しくは品質又は役務の種類及びその内容その他これらに類するものとして知事が定める事項につき不実のことを告げる行為（以下「不実告知行為」という。）をしたか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当

該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、前条第三項の規定の適用については、当該事業者は、不実告知行為をしたものとみなす。

2 知事は、前項の事項を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
(不当な取引方法に関する情報の提供等)

第十一条の四 知事は、事業者が不当な取引方法を行っていると認められる場合において、当該不当な取引方法による被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに当該不当な取引方法の内容その他の必要な情報を県民に提供するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、事業者が行う不当な取引方法により、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、当該被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項に規定する情報のほか、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他の当該事業者を特定する情報を公表することができる。

第五章の章名中「啓発活動」の下に「及び教育」を加える。

第十八条の見出し中「啓発活動」の下に「及び教育」を加え、同条中「知事」を「県」に、「が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品及び役務」を「の自立を支援するため、消費生活」に改め、「推進する」の下に「とともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(人材の確保等)

第十八条の二 県は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町が行う消費者苦情の処理を支援するため、必要に応じて、技術的な助言その他の措置を講ずるものとする。

第十九条の見出し中「組織活動」を「消費者団体の自主的な活動」に改め、同条中「知事」を「県」に、「消費者」を「消費者団体」に、「組織活動」を「活動」に改める。

第五章中第十九条の次に次の一条を加える。

(推進体制の整備)

第十九条の二 県は、市町、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体との協働により、消費者施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第六章中第二十条の前に次の一条を加える。

(知事に対する申出)

第十九条の三 何人も、この条例の規定が遵守されていないため消費者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置を執らなければならない。

3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第一項の規定による申出の内容並びに当該申出の処理の経過及び結果を公表するものとする。

第二十条中「第五条」の下に「、第五条の二」を、「第十一条の二」の下に「、第十一条の四」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(弁明の機会の付与)

第二十条の二 知事は、第五条第二項、第十一条第四項、第十一条の二第四項、第十一条の四第二項、第十七条第二項及び前条第四項の規定による公表をしようとする場合には、当該公表に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第三章第三節の規定の例による。

第二十一条ただし書を削り、同条中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 第十一条の二第一項の規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

第二十一条中第一号を第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 基本計画を策定し、又はこれを変更しようとするとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の二の改正規定(同条中第三項を第四項とする部分を除く。)、第十一条の二の次に二条を加える改正規定(第十一条の三に係る部分に限る。)、及び第二十一条の改正規定(改正後の同条第四号に係る部分に限る。))は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年三月十九日までの間における第十八条の二第二項及び第十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

(準備行為)

3 改正後の消費生活の安定及び向上に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成十八年四月一日前においても、改正後の条例第十一条の二第二項及び第二十一条の規定の例により行うことができる。

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第九号

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山口県立総合医療センターの項中「神経科」を「神経内科」に改め、「心臓血管外科」の下に「小児外科」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項の表山口県立総合医療センターの項の改正規定（「心臓血管外科」の下に「小児外科」を加える部分に限る。）は、平成十八年一月七日から施行する。

山口県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第一百十号

山口県営住宅条例の一部を改正する条例

山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
別表周陽県営住宅の項の次に次のように加える。

大 内 県 営 住 宅	〃
-------------	---

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第百十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二号第四号」を「第二十二号第五号」に改め、「規定を」の下に「法第三十一条の第三第二項において適用する場合及び」を加える。

第二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 受付所営業 法第三十一条の第二第四項に規定する受付所営業をいう。

第七条第一項第二号中「店舗型性風俗特殊営業」の下に「、受付所営業」を加える。

第八条中「第二十二号第四号」を「第二十二号第五号」に改める。

第九条の見出し中「店舗型性風俗特殊営業」の下に「、受付所営業」を加え、同条中「第二十八条第一項（」の下に「法第三十一条の第三第二項において適用する場合及び」を加える。

第十条の見出し中「店舗型性風俗特殊営業」の下に「、受付所営業」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 受付所営業は、別表第三の二号営業の項に定める地域内においては、これを営んではならない。

平成十七年十二月二十七日印刷
平成十七年十一月二十七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

附 則

第十一条の見出し中「店舗型性風俗特殊営業」の下に「、受付所営業」を加え、同条中「限る。」の下に「、受付所営業」を加える。
この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十九号）の施行の日から施行する。